

環境省 行政事業レビュー  
(公開プロセス)

平成28年6月28日(火)

環境省大臣官房

## 環境省 行政事業レビュー（公開プロセス）

1. 開催日時 平成28年6月28日（火）9：30～12：36

2. 開催場所 環境省第2・第3会議室

3. 出席委員 7委員

稲垣隆司委員

奥真美委員

小林辰男委員

関正雄委員

石田晴美委員

上山直樹委員

デービッド・アトキンソン委員

4. 議事

事業番号1：ITを活用した循環型地域づくり基盤整備事業

事業番号2：風力発電等に係る環境アセスメント基礎情報整備モデル事業

事業番号3：バイオ燃料利用体制確立促進事業

午前9時30分 開会

○事務局 時間になりました。それではただいまから平成28年度環境省行政事業レビューの公開プロセスを開催いたします。

会議に先立ちまして、鬼木環境大臣政務官より御挨拶申し上げます。

○鬼木政務官 おはようございます。環境大臣政務官の鬼木誠でございます。

まず初めに、委員の皆様におかれましては、大変お忙しいところ御出席を賜りまして誠にありがとうございます。

さて、本日の公開プロセスによる行政事業レビューの開催に当たりまして、一言御挨拶させていただきます。

御承知のように、行政事業レビューは各府省自らが原則全ての事業について予算の執行状況を点検し、その結果を事業の見直しに反映させる取組でございます。この行政事業レビューを毎年実施することにより、国は事業のより効果的かつ効率的な実施、国民への説明責任、そして透明性の確保を図り、ひいては国民に信頼される質の高い行政を実現することができます。特に本日の公開プロセスは、外部から有識者の参加を得まして、公開の場で事業の執行状況の点検を行う重要な機会でございます。先般、河野行政改革担当大臣からも各省の政務が公開プロセスに直接参加し、充実した議論ができるよう御指導願いたい旨の発言がなされております。環境省としても、これまで各施策の点検を行ってきたところでございますが、さらなる施策の向上に向けて、委員の皆様にはよろしく御審議のほどお願い申し上げます。

よろしく、本日はお願いいたします。

○事務局 ありがとうございます。鬼木政務官におかれましては、公務多忙ではございますが、時間の許す限りお立ち会いをいただきまして、その後、途中退席されることを御了承ください。

公開プロセスは管轄省の選定の外部有識者3名と内閣官房行政改革推進本部事務局選定の外部有識者3名の計6名で質疑・点検・評価をしていただきます。評価結果の取りまとめ、調整、講評を行う取りまとめ役につきましては、稲垣委員をお願いいたします。進行役は環境省行政レビュー推進チームの統括責任者であります森本官房長が行います。

以後の進行については官房長をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

○森本官房長 官房長の森本でございます。本日は雨のところお出でいただきましてありがとうございます。私のほうで進行役と申しますか、タイムキーパーをさせていただきます。中身について先生の活発な御議論をいただきたいというふうに考えてございます。

まず、暑うございますので、背広などお脱ぎいただければと思います。

本日は三つの事業について御議論をお願いしたいと思います。限られた時間でございますが、円滑な議事運営を進めたいと思っております。

初めに、事業番号1、ITを活用した循環型地域づくり基盤整備事業、これについて始めさせていただきます。担当部局から5分程度で事業の概要を御説明、お願いいたします。

○説明者 皆様おはようございます。私、環境省で産業廃棄物課長を務めております角倉と申します。本日はどうかよろしくお願いいたします。

私の方からは、ITを活用した循環型地域づくり基盤整備事業、いわゆる電子マニフェストの普及拡大に向けた取組の推進について御説明申し上げたいと思います。恐縮ですが、座って御説明させていただきたいと存じます。

お手元の資料1の7ページからの資料を御覧いただければと存じます。ITを活用した循環型地域づくり基盤整備事業です。私の方からはこの事業の概要と今後の取組の方向について御説明申し上げたいと思います。

まず1枚おめくりいただきまして、8ページを御覧いただけますでしょうか。産業廃棄物管理票、いわゆるマニフェスト制度でございますが、これは廃棄物処理法に基づき、各事業者の使用が義務づけられているものでございます。排出事業者の方が産業廃棄物の処理を委託する際に、産業廃棄物管理票（マニフェスト）を処理業者に交付し、処理終了後、処理業者よりその旨を記載したマニフェストの写しを排出事業者の方に送付することにより、排出事業者が自らの産業廃棄物について、その排出から最終処分までの流れを一貫して把握・管理し、排出事業者としての処理責任を果たすための制度でございます。

また、おめくりいただきまして、次は10ページを御覧いただけますでしょうか。本事業の対象となります電子マニフェストでございます。マニフェストは紙のものがございますが、紙のマニフェストを交付するかわりに、このマニフェストの記載内容を電子データ化し、排出事業者・収集運搬業者・処分業者の3者が情報処理センターを介したネットワーク上でやりとりすることを可能とする仕組みでございます。この意義でございますが、排出事業者の処理責任の徹底、さらには不法投棄防止の徹底、こうしたことを目的としたものでございます。

次は少しページが飛びまして12ページを御覧いただけますでしょうか。電子マニフェストの普及拡大に向けたこれまでの取組でございます。電子マニフェストは平成9年の廃棄物処理法の改正により創設されたものでございます。平成14年当時の普及率は約1%と低調なも

のでございました。この後、この普及拡大を図るために、平成16年度から電子マニフェストの普及促進事業、これは本事業の以前の名称でございますけれども、この事業を開始し、利便性向上のためのシステム改修、普及啓発活動推進を行ってまいりました。

その結果、12ページの下のほうでございますが、平成24年度には約30%にまでその普及率が向上したというものでございます。

その後でございますが、13ページを御覧いただけますでしょうか。平成24年6月の国会の附帯決議で、電子マニフェストのさらなる普及拡大に向けて、普及率50%以上の目標を設定し、さらに取り組むべきであると、こういう御指摘をいただいたことを踏まえ、私ども環境省では平成25年10月に電子マニフェストの普及拡大に向けたロードマップを策定し、さらなる取組の推進を図って参ったところです。

その結果、13ページの下でございますけれども、平成27年度末には42%まで向上いたしました。しかしながら、私どもが現在掲げております目標である平成28年度末までに50%の普及率、この達成はまだ困難な状況であると考えております。今後、さらなる普及に向けた取組を推進する必要があると考えております。

続きまして、14ページです。それでは、現在この事業で何に取り組もうとしているかでございますけれども、まず電子マニフェストが普及しない、その最大のネックでございます。14ページの1番でございますけれども、電子マニフェストは排出事業者・収集運搬業者・処分業者の3者が揃って初めて使えるものでございますけれども、収集運搬業者の方の加入率がまだ10%に留まっている。これがボトルネックの最大の理由であると考えております。私どもといたしましては、収集運搬業者の方に直接ヒアリングをした結果、幾つか課題を指摘いただきまして、電子マニフェストの場合には新たに登録方法を覚えなければいけないでありますとか、排出現場で直感的に入力できない、操作に不慣れな排出事業者が多く、その都度、電話で操作方法を説明する必要があります。さらに電子マニフェストは処理業者がその場で確認できないものですから、間違いが書かれていてもその場で修正できないと、こうした問題点があると指摘を受けております。

こうした中で御要望が多かったのは、電子マニフェストも紙マニフェストと全く同じように使えるようにしてほしいと、このような御要望でございました。それで私どもが考えておりますのが15ページでございます。私どもが現在この事業で考えておりますのが、紙マニフェストと全く同じ画面をスマートフォンやタブレット端末で表示できるようにし、入力・修正作業等も紙と全く同じようにできるシステムを導入しようということでございます。こう

することによって収集運搬業者の方に使いやすいシステムを導入したいと考えているところでございます。これによりまして50%の普及率の達成、さらにはそれ以上の普及拡大に向けて取組を進めて参りたいと、このように考えているところでございます。

今後の取組の方向でございますけれども、17ページを御覧いただけますでしょうか。私どもといたしましては、電子マニフェストは不適正処理、不法投棄の防止のために非常に重要な施策であると考えておったところでございます。しかしながら、今年1月にありました食品廃棄物の不正転売事案、これにおきましては、産業廃棄物処理業者の方が電子マニフェストを使っていて、この電子マニフェストに虚偽の報告をし、虚偽の記載をしてその排出事業者に報告していたという事案でございます。電子マニフェストであれば、不法投棄、不適正処理は防止できるといううたい文句を掲げているところでございますが、実際に虚偽の記載をされてしまった場合に、なかなか電子マニフェストが効果を発揮しないと、このような問題点が明らかになったところでございます。

19ページを御覧いただけますでしょうか。私どもといたしましては、こうした問題点を改善するために、電子マニフェストについて不正を検知できるシステムを導入したいと考えております。具体的には20ページを御覧いただければと思いますけれども、20ページの上から三つ目のところでございます。例えば、記載内容に不自然な点があった場合に電子マニフェストの情報処理センターにおいて不正を検知できるようにします。例えば、処分量と委託量が一致しない場合がありますとか、何らかの数字の矛盾があったような場合です。さらに私どもとして考えたいと思っておりますのが、最近はスマートフォンなりタブレットなり、カメラは大体ついておりますので、電子マニフェストに登録する際に処理の現場も一緒に写真を撮っていただいて、その画像情報とくっつける形で電子マニフェストを活用できるようなシステムを導入し、そうすることによってさらなる不正防止、不適正処理の防止のための実効性を上げていくための仕組みについて、今後さらに検討して参りたいと、このように考えているところでございます。

駆け足で恐縮でございますが、本日はどうかよろしく願いいたします。

○森本官房長 それでは、質疑に入らせていただきたいと思います。御意見や御質問をよろしく願いいたします。

○鳥居会計課長 事務局を務めさせていただきます会計課長の鳥居でございます。

私の方から本事業に関する論点を御説明したいと思います。座って失礼いたします。

お手元の資料の2番を御覧ください。論点が三つございます。一つ目が、成果目標の達成

に向け、効果的に事業が実施されているか。二つ目は、食品廃棄物の不適正転売事案を踏まえた不正防止対策をどのように推進していくか。最後は、平成29年度以降の事業について、どのような方向性及び目標を設定するのか。

以上がこの事業の主な論点と認識しております。

○森本官房長 それでは質疑に入らせていただきたいと思います。御意見、御質問をお願いしたいと思います。名札を立てていただいたら順番に御発言をいただくということにさせていただきますと思います。質疑応答の時間は約30分ということでございます。それが終わりましたら、各委員におかれましてコメントシートを書いていただくというような流れでございませう。

それではよろしくお願ひいたします。では稲垣委員お願ひいたします。

○稲垣委員 まず、質問させていただきます。

今、普及率が42%ということを書いてみえるのですが、14ページにもあるように普及率というのは本来は排出事業者・収集運搬業者・処分業者の全てが整えないといけないうのですが、収集業者が10%しかないのに42%というのは、廃棄物の量で42%というふうに書いてみえるのか、その点をまず1点確認をさせていただきます。特に不正防止、本来の目的である不正防止という点を考えると、中小、零細、ここをきちっと管理しないと不正防止というのはなかなか難しいだろうなという気がしますが、今回、非常に電子マニフェストシステムを簡易化するという点は、私は評価できると思うのですが、なかなかこのタブレットを使ってやるというのが本当に普及するかどうか。これしかないと思うのですが、その普及の仕方をどう考えてみえるのか、その辺りを教えていただければと思います。

それともう1点、情報処理センターの運営について、これからずっとやっていくとなると、情報処理センターが全て仕切るわけですが、この費用というのは電算機の処理費だけでも膨大なものになってくると思うのですが、その辺りはどう考えているのか教えてください。

○森本官房長 それでは順番にお答えしていくという形にしたいと思います。

○説明者 それでは、稲垣委員から御指摘いただきました3点について御説明申し上げたいと思います。

まず1点目、普及率の定義というところでございます。これにつきましては説明を省略いたしまして大変失礼いたしました。まず電子マニフェストの普及率の定義でございますけれども、紙マニフェストの発行枚数、それと電子マニフェストの登録件数、この両方の和を分母といたしまして、分子は電子マニフェストの登録件数でございます。これではじいたもの

でございます、事業者の数で普及率を出しているわけではなくて、実際に世の中に流通している、もしくは登録されている電子マニフェスト、あるいは紙マニフェストの総量の中でどのくらい実際に紙が使われて、どのくらい電子マニフェストが使われているのか、1件1件当たり、それで計算したものが普及率でございます。

従いまして、14ページの業者別普及率というところが大変誤解を招いたと思うんですけれども、14ページに書いてあります業者別普及率は、処分業者全体を分母として、処分業者の中で電子マニフェストシステムに加入されている方の数でございます。従いまして、実際に使われている電子マニフェストや紙マニフェストの量とはまた違った概念でございます。

その結果、電子マニフェスト普及率42%という数字とここでいう処分業者の方の普及率70%、収集運搬業者の方の10%というのは少しわかりにくくなっております。大変失礼いたしました。

2点目の御指摘いただいた部分でございます。中小・零細の方々に普及をしていかなければ電子マニフェストは今後普及していかないだろうと。そこは御指摘いただいたとおりに思っております。実際、私どもが調べますと、電子マニフェストの普及状況は、多量排出事業者、いわゆる大企業の方々であれば、相当程度普及をしております、やはり課題は御指摘いただきましたとおり、中小の小規模な事業者の方々であり、そうした方々は電子マニフェストというよりも、紙マニフェストをお使いになっても、年間に数枚程度しか使わないような方もいらっしゃる、そういう方ですと、なかなか電子マニフェストのシステムに加入して操作を覚えるのが面倒で、紙であればそのまま見たら書けるので、そちらをどうしてもお使いになる方が多いという状況でございます。

そうした方々にも使っていただくことが大事だと私は思っております、そこでタブレット端末なり、さらにはスマートフォンでも簡易に使えるようにならないかというものでございます。タブレット端末はなかなか難しいと思うのですが、例えばスマートフォンでしたら、今国民の皆様方のかかりの方々がお使いでいらっしゃいますので、そうしたスマートフォンの画面でも使えるような形でシステムを非常に簡易化したものにして、いわゆるスマホ等お持ちの方であれば簡単に使えるようにしたいと、そのような工夫をぜひ今後考えていきたいと思っております。

続きまして、3点目でございます。電子マニフェストの情報処理センターの運営経費に係る部分でございます。この経費につきましては、電子マニフェストの利用料をセンターの方でいただいている形になっておりますので、その利用されている方からいただいた利用料



をもって運営費に充てると、このような形で運営をさせていただいているところでございます。

○森本官房長 それでは小林先生お願いいたします。

○小林委員 今、稲垣委員が御質問されたことにも関連するのですが、10年やって42%とか目標が50%とか、10年もやって50%しかいってないわけですね、現実には。最近上がっているように見えますけど。将来的には100%にできるかどうかは別にして、そこに近くいかないとあまり意味がないと思うので、今、稲垣委員が言われたように情報処理センターのコストとか、そういうのを考えると、みんなで分担する等、その見通しはどう思っておられるのか。

これは将来、やはり法律で義務づける時期を明確に言って、そこに向かってやっていかないと現実問題として難しいのではないのでしょうか。他省庁では、例えば事例が参考になるかどうかは別にして、業者と協力して日本国中のテレビを10年かけて買い換えさせた役所があるわけです。それがいいことか悪いことかは別にして、そういう事例もあるので、別に明日義務づけというわけではないのですけれど、ある期限を振って、10年ぐらいの期限とかを他省庁でやったことがあるわけなので、そういう義務づけと相まってやらないと。わかりやすいシステムの開発というのは別に反対するわけではないのですけれども、両輪がないと、中小対策には浸透しないのではないかと思うのですが、その辺りの見通しや方法をどのように考えておられるのかお聞かせください。

○説明者 御指摘いただきましてありがとうございます。ただいま小林委員から御指摘いただいた点でございます。電子マニフェストを10年近くかけてようやく50%にまだ届いていないと、さらに普及させていくためにはもっと思い切った取組が必要ではないかと、こういう御指摘でございます。そうした御指摘につきましては、これまでも私どもも、数多く御意見いただいているところございまして、特に電子マニフェストを、これは思い切って義務化すべきではないかと、こういう御意見も多数、これまでもいただいていたところでございます。

そうした中で、私どもといたしましても、電子マニフェストをさらなる普及拡大を進めて参りたいと考えておりました。そうした中で、現在、廃棄物処理法の見直しの検討作業を中央環境審議会のほうでさせていただいております。その中で、電子マニフェストの普及拡大をさらに進めるための方策、法律上の取組をどうすべきなのかということは論点の一つとして現在、掲げさせていただいているところございまして、そうした中でこれまでの取組の延長線でいいのか。それともさらに踏み込んだ取組をすべきではないか。そうした点について

でも十分検討し、必要な取組を進めて参りたいと考えております。

ただ、その一方で、私どもが収集運搬業者の方にお伺いしますと、現在のシステムが使いにくいという、こういう御指摘をいただいているのもありますので、中央環境審議会での廃棄物処理法の見直しの議論と並行して、このシステムそのものはまず使いやすいようにしていく。それはそれでしっかり取組を進めていく。この両輪で今後の対応を検討して参りたいと考えております。

○森本官房長 立てられた順番で、奥先生、石田先生、上山先生の順番で、また個別に御質問お願いいたします。

○奥委員 重なってしまうのですけれど、この事業開始からは10年ですけれども、電子マニフェスト制度導入時期から考えると、平成9年に導入されているわけですから、平成24年、15年後の時点でも30%。さらにその3年後、平成27年度で42%。これだけ20年近くかけてもこの率だということを考えますと、普及促進策、さまざまなソフトの開発や説明会の開催といったような、そういった非常に丁寧なソフトな手段でやり続けるということの限界がもう既に見えているのではないかというふうに思います。それをやり続けるといいますか、そういった工夫も同時に必要ですけれども、やはり衆参両院の環境委員会の附帯決議で、平成15年、16年の時点で、電子マニフェストの義務化を視野に入れつつという指摘もあるわけですし、これまでの長期にかけてもこれだけの普及率だという実態を踏まえても、義務化というのは真剣に本腰を入れて検討すべきだというふうに思います。まず、それが1点目です。

それと、そうは言ってもこの事業をやっていく中で、平成28年度については14ページにありますように課題抽出をし、利便性の高いアプリを開発していくということで進められていくということなので、これによって現状からどれぐらい普及率をアップさせることができるというふうな見通しをお持ちなのか、その辺りの具体的な数字を教えてくださいと思います。

○説明者 御指摘いただきましてありがとうございます。奥委員からは2点御指摘をいただきまして、その1点目は、もう10年以上やってきてこの普及率で、さらに。

○奥委員 20年近くですね。

○説明者 10年以上ですね。さらには国会からの附帯決議でも義務化も視野に入れてという御指摘をいただいている中で、これ以上普及率を上げるためには、もうそろそろ思い切った施策をやるべきではないかと、こういう御指摘かと思います。それにつきましては、私どもとしても大変重く受け止めたいと思っております。現在、先ほど申し上げましたとおり、中

中央環境審議会の中で廃棄物処理法の見直しの議論を現在スタートさせていただいておりますので、その中でいただいた御指摘も踏まえ、さらには衆議院、参議院での附帯決議をいただいていることも十分重く受け止めた上で、どこまでどういう踏み込んだ施策ができるのかどうか。それについてはしっかり検討を進めて参りたいと考えております。御指摘いただいたとおり、そこはやはり私どもとして真剣に考えなければいけないことだと重く受け止めたいと思っております。

2点目でございますが、それではこれからどのくらい普及拡大が進むのかと、この電子マニフェストの簡易版でスマートフォン、タブレットで使えるようになるかどうかということでございます。私どもとして、実際何%という数字はまだ実はつくれておりませんが、これがあれば50%超えというところはもう十分に狙えるところにきているのではないかと、このように考えております。私自身も産業廃棄物処理業者の皆様方と色々な場で意見交換をさせていただく機会があるのですけれども、現在、私どもとしてこういうシステムを考えていますと、こういうふうに御説明をさせていただくと、そういうのはぜひ導入してほしいという声、多数いただいておりますので、かなりの方々に好意的に受け取っていただいていると考えております。

そうした中で、こうしたシステムを導入することによって、さらにはもう一つの両輪のさらなる廃棄物処理法の見直しの議論の結果にもよりますが、そちらのほうでの対応を合わせることによって、さらなる普及拡大を目指していくと、このようなことで今後は取組を進めていきたいと考えております。

○奥委員 現状を踏まえてロードマップでは50%をまずは目指すというふうにはなっていますが、先ほど小林委員からも御指摘があったように、本来100%にならなければいけないわけですから、100%に持っていくためにどうすべきなのかというロードマップが本来は必要なのではないでしょうか。

○説明者 御指摘いただいたとおり、電子マニフェスト、本来目指すべきは100%であろうと。それはそうであろうかと思えます。私どもとしては、現在、電子マニフェストの普及率の目標は平成28年度末で50%でございます。この目標もこの取組をうまく進めていけば、近々もう達成できると私どもとしては思っております。そうしますと、次の目標をどう立てるのか。それはさらなる普及拡大に向けた目標についてはしっかり検討していきたいと思っております。そこはしっかり考えて参りたいと思えます。

○森本官房長 それでは石田先生お願いします。

○石田委員 先日、現地視察ということで高俊興業さんという、大変高度な中間処理の作業をされていらっしゃる所をアレンジしていただきました。大変勉強になりました。どうもありがとうございました。

そこで、現状、主に運搬業者の方が電子マニフェストの利用が進んでないということについて、どうしてだと思われませんかと現場の方に伺ったところ、それは紙マニフェストで不便を感じてないからでしょうと。紙マニフェストをやっているのに全然困らないのに、なぜ電子マニフェストにしなきゃいけないのですかと。ここでいかに簡単なアプリケーションを作ったとしても、不都合とか不便を感じない限りは、多分、電子マニフェストは進まないと思うので、それについてはやはり電子マニフェストを使うと事業者がいいことがあるという、インセンティブの仕組みみたいなものを作らないと無理なのではないのかなというのがまず1点です。

それと、今回、電子マニフェストを実際に使っていた業者が不正をしていたということで、電子マニフェストを使っても不正の抑止や早期発見に繋がらなかったことがわかったわけです。それを受けて皆様はこれから電子マニフェストを使って、不正を検知できる仕組みを追加で入れたい。あるいは、先ほどお話があったように画像を張りつけて、それで証拠として残すような仕組みを使いたいというふうにおっしゃられたのですが、私、一応、公認会計士で監査業務にも携わった経験がありまして、悪いことをする人は何があっても悪いことをするのです。例えば20ページのところ、委託量と処分量が一致しないのと、委託量と処分量が一致しないのは、多分不正じゃなくてただのミスだと思います。悪いことをしようとする人がわざわざ委託量と処分量を違う数字にするわけないですよ、電子マニフェストに数字を入れればいいだけですから。

さらに画像というのも、実際に現場見させていただいて、色々ところから、色々な種類のものが来るわけです。それを粉碎したりするときに、ほんの一部だけパチッと画像を撮って張りつけたとしても、これはやはり不正の防止にはつながらないだろう。逆にそういうアプリケーションに付加の機能を追加するのはイタチごっこプラス高コストがかかると思います。そういうことをするよりは電子マニフェストで集めてきた今の情報をいかに利用して、立入検査の仕組みをつくるのか、立入検査の拡充を図るというようにやっていただいたほうがコスト効果的かなと思います。現在のアプリにさらに機能の追加というのは、コストが高くなるような気がしますので、その辺についてお考えを、2点お願いします。

○説明者 御指摘いただきまして、ありがとうございました。石田委員からは2点御指摘を

いただきました。

一つは、高俊興業さんを御視察いただいたということで、現場を見ていただきましてありがとうございます。その際にいただいたというか、御指摘の中で、収集運搬業者の方はなぜ使わないのかと。それは紙マニフェストによる不便を感じないからだ。そこは私どもとしても電子マニフェストの普及拡大を図る上でネックの一つだと思っております。収集運搬業者の方が電子マニフェストを使うことによって何らかのメリットを感じていただく、そうした仕組みがないとやはり普及進まないだろうというところは、それは御指摘のとおりかと思えます。

そうした中で、私どもとしても今取り組んでおります工夫といたしましては、産業廃棄物処理業者の方について、優良な事業者の方については認定するという、優良産廃事業者認定制度というものを私どもは持っております。これは廃棄物処理法に基づく認定制度でございますけれども、この認定要件として電子マニフェストに加入していることと、これを一つ要件として掲げさせていただいておりまして、電子マニフェストを使っている方じゃないと優良産廃事業者としての認定は受けられないという形になっております。優良産廃事業者として認定された事業者の方につきましては、例えば環境配慮契約法というのが私ども国のほうでございまして、国が産業廃棄物の処理委託とかするときには、その優良事業者の方を優先して処理委託をすると、こういうような形で優遇をするというような仕組みを設けておりますので、そうした中で普及拡大を図っていきたく思います。もちろん色々な方とお話をいたしますと、それだけではメリットとしては弱いと、さらに優良産廃事業者という制度はいのだけれども、優良産廃事業者として認定されたらもっといいメリット等がないとさらに力は弱いですよという御指摘いただいているところございまして、それにつきましても現在、中央環境審議会の廃棄物処理法の見直しの議論の中で一つ論点として上がっているところございまして、そこも含めて議論して参りたいと思えます。

いずれにしましても、やはり収集運搬業者の方が使っていただかなければいけないということがございますので、いかにメリットを感じていただけるか。電子マニフェストを使っている事業者であれば安心だと、こういうようなシステムをつくっていかねばいけないのだろうと思っております。

そうした点で、さらに2点目、御指摘いただいた点につながるかと思うのですが、それでは電子マニフェストを使っていれば本当に安心していただけるのかと、排出事業者の方からというところ、そのところは食品廃棄物の不正転売事案のところでも課題が浮き彫りになった

ところでございまして、御指摘いただいたとおり、完全に不正を防ぐというのは、これは相当ハードルが高いのだらうと思いますし、現実的にはなかなか困難であらうかと思っております。そうした中で、私どもとしては打てる手は幅広く打ってまいりたいと考えておりまして、まず今回の食品廃棄物の不適正転売事案を受けた取組の柱といたしましては、やはり先ほど委員から御指摘いただきましたとおり、立入検査とか、そうしたものをやはりしっかりすべきであると。そうしたことで再発防止策を私ども取りまとめているところでございまして、立入検査するときはどういったところをしっかりと見るべきなのか。その際に電子マニフェスト情報、紙マニフェスト情報のどういったところを見るべきか。そうしたことも整理した上で立入検査マニュアル、こうしたものを現在、検討しているところでございまして、そうしたものを地方公共団体の現場の皆様方にお配りをして、まず立入検査しっかりしてほしいと。そうした体制はしっかり構築していきたいと考えております。

さらにその一方でございしますが、電子マニフェストについても、やはり全く不適正な不正が検知できないというのはやはり問題であらうかと思っておりますので、そこはできる限り工夫をして、もちろんコストの観点もあるかと思っておりますので、その両方のバランスを見ながら考えていきたいと思っております。

○上山委員 すみません。ちょっと御説明が長いことが多いので、一問一答で端的にお答えいただければと思うのですけれども、先ほどのお話で、今回50%にするためにアプリケーションの改良をしているということでしたが、それで50%には十分達するのではないかというようなお話があったかと思うのですけれども、過去の数字を見ていると毎年3~5%の間で増えてきていますと。そうすると今42%だと、せいぜい47%ぐらいなのですけど、50%に達するという理由というのは何かしら合理的なものをお持ちですか。

○説明者 今、上山委員から御指摘いただきました50%に達する具体的な合理的な根拠というところではございます。そここのところはなかなか計量的に具体的な根拠というものを持ち合わせているわけではございません。こうした取組を進めることによって、より使いやすくなることによって普及が進むだろうと、そうした観点で申し上げているものでございます。

○上山委員 希望的観測ということですね。そうすると、ポイントは収集運搬業者の利用率を高めるというところだと思うのですけれども、その収集運搬業者というものの属性の統計などはある程度取られていますか。

○説明者 収集運搬業者の方々、非常に小規模の方が多くございまして、10人未満の規模の業者の方々が概ね90%というふうになっております。

○上山委員 そうすると、10名以下の90%のところをどのくらい増やせば50%に達するのでしょうか。要は、精密に詰めていかないと、今まで3~5%しか増えてなかったものが、いきなり7%にはならないでしょうというのがポイントなので、そこは50%になると思いますだと全く答えになっていないので、そこは緻密に詰めていただきたいというのが一つ目です。

それで、私も先日、石田委員と一緒に現地視察に行かせていただいて、非常に勉強になりました。個人的には先ほどの中小業者の話じゃないですけど、電子マニフェストは意味があるのかなと思って「紙でいいではないか」と思っていたのですが、現地でお話を聞くと、電子マニフェストによって保存・管理の手間が省けるということで、非常に有意義であると。ただ、一方で収集業者さんは先ほどあったようにメリットがないということですが、実際の運用を聞くと、実際の現場での引き渡しというのは受け渡し確認票でなされていると。それでオフィスに戻って電子マニフェストを入力するというような二度手間になっているというような話なのです。

収集業者が10人ぐらいのときに、現地にて紙で受け渡しして、さらにオフィスに帰って改めてパソコンなりに向かって入力するかというと、なかなかそれを期待するのは難しいのではないかなと思います。例えばスマホで簡単にできるとおっしゃいますけど、僕51歳なので、入力するのが面倒なのでスマホで長いメールを書きたくないんです。やはり収集業者の方の年齢層というのがどのくらいなのかかわからないのですが、どちらかという、やや高齢の方が多いのではないかなという想定をすると、スマホでやるというのはそこまで効果的なのかどうなのかということもあって、その辺りヒアリングというのはされていらっしゃるでしょうか。先ほど処分業者さんにお聞きしたところというようなお話があったと思うのですが、運搬業者さんへのヒアリングというのは十分にされていらっしゃるのでしょうか。

○説明者 御指摘ありがとうございます。収集運搬業者の方のヒアリングですが、本事業を検討するに当たりまして、収集運搬業者の方にもヒアリングさせていただいているところでございます。その際にいただいた御指摘は使いにくいとか、そうした部分でございました、電子マニフェストについては。

続きまして、御指摘いただきましたスマホで実際に使うとしても、ああいう小さい画面で、しかも長い文章を書くのは大変難しいと、このような御指摘、そこは最大の課題であろうかと思っております。従いまして、私どもがシステムを開発するに当たりましては、そうした点を十分配慮しながら、どこまで使い勝手のいいものにできるかというところは工夫をして参りたいと考えております。

○上山委員 一つ、もちろんアプリ自身も問題なのかもしれませんが、電子マニフェストの規定の仕方自体にも結構問題があるのではないかなと思っています。現地で聞いたところだと、項目ごとで1枚ということで、例えば5つの種類のを運んだら5枚マニフェストを用意しなければいけない。それはやはり非常に手間だと思います。法令上そのような形になっているらしいので、法令上、変えられるのかどうかというところも含めて、できるだけ電子マニフェスト自体を簡易化することにより、操作も当然簡単になると思うので、そちらの方向での検討というのも必要なのではないかなと思います。

あとスマホもいいのですが、タブレット等にあらかじめアプリケーションをダウンロードして、安価で売るといような形は考えられないですか。現状で想定されているのは、あくまでも自分でアプリケーションをダウンロードして操作するということだと思うのですが、なかなかPCやスマホに慣れない人だと、ダウンロード自体にそもそも至らないのではないかなという気もするので、その辺りもあらかじめでき上がったものを渡してあげて、研修会で「こうやって使うんですよ」とした方が早いんじゃないかと思ったりもするのですが。

○説明者 御指摘いただきまして、ありがとうございます。まず電子マニフェストを使い勝手のいいようにさらに工夫を考えていくべきではないかという点につきましては、電子マニフェストのさらに使いにくい部分、そうしたものがないかどうか不断の検証を行いながら、さらに使い勝手のいいように、そこは工夫をして参りたいと考えております。

2点目御指摘いただいたタブレットであっても、ダウンロードするのが実際なかなか難しいんじゃないかと。ダウンロードが既にされてあるものを配る、そういうような方策も考えられるのではないかという御指摘をいただいたところでございます。確かに御指摘いただきましたとおり、ダウンロードする、そうしたひと手間というのもまた、そこは使用者の方に御負担をかける部分ですので、その負担をどういうふうに乗越えることができるかということは様々な工夫があるかと思っております。産業廃棄物処理業界のいろんな団体のところで研修会等をやられている部分もございますので、そうした場も活用しながら、どうした形でそのところを乗り越えていけるのかということは、幅広い選択肢を考えていきたいと考えております。

○森本官房長 では、アトキンソン先生。

○アトキンソン委員 質問というよりコメントですが、この50%の根拠というのは、先ほども話があったと思いますが、これから考えていくときに、大手の何割は何年までとか、



中堅は何年まで何%だとか、小さいところはいつまでに何%の目標を立てて、それで解決していくことだと思いますけども、一つの業者としては、最終的にやらない人はやらないので、いつの時点でその目標を見て、義務にならないと絶対にやらない業者というのはこの業界ではよくわかる場所ですから、どこかでその義務の必要性が出てくるのかなと私は思いますけども、この全体の数字を見ていると、何となく50%というのは何の根拠なのかということで、何か根拠があれば教えていただきたいと思います。

○説明者 御指摘いただきましてありがとうございます。普及率50%の根拠でございますけれども、そのところが特にこれということでは恐らくなかったのだらうと思うのですけれども、当初普及率があまりにも低かったというところの中で、恐らくまず半分以上を目指そうということでそうなったのではないかと思います。今手元にそこを具体的に詳細確認できるものがございませんので、若干推測がまじりますが、恐らくそういうことだったのではないかと考えております。

○アトキンソン委員 根拠のない目標というのは達成できるかどうかというのは難しいものだと思いますけど、奇跡が起こればいいかもしれないですけども、これから新しい目標を立てていくに当たって、ぜひそういうところで大手何%とか、しっかりとした根拠に基づいた、もう少しITを活用したということでデータサイエンスを充実して分析していただきたいと思っています。

○森本官房長 先生方、そろそろコメントをお書きいただいて、取りまとめの稲垣先生のほうから評価結果とコメント案の提示をお願いしたいというふうに考えてございます。

では引き続き、よろしく願いいたします。

○石田委員 現地視察に行ったときに、今は法律がそうなっているから仕方がないですが、例えば排出業者が物を渡します。そうすると運搬業者が行くわけです。それで最終処分、あるいは中間処理施設までいくわけです。それでその業者がここで「はい、受け取りました」という形なのです。今は排出業者で電子マニフェストというのはかなり大きいところがやっている、それから最終処分、あるいは中間処理のところもやっている。問題は運搬で、簡単に考えると、運搬する人というのはもらって運ぶわけですから、今はこの人も電子マニフェスト、あるいは紙マニフェストで報告しなきゃだめということなのですが、ここで電子マニフェストをやって、もらってきたらここで電子マニフェストをやれば、この人は運んだということになるので、そのときの処分の排出量と受入の委託量が一致すればいいわけです。一致してなかったら電子マニフェストで運搬業者に「中抜けじゃないか、どうなったのだ」

ということの迫及はできるので、運搬業者に、これは法律の改正が必要なのですが、わざわざ中小の一人ずつ運んでいる人にスマホでアプリを渡して電子マニフェスト化するよりは、入り口と出口でしっかり見て、ここも例えば1週間以上かかったら注意喚起できるような電子マニフェストのシステムにすれば、何も真ん中にまでしつこくする必要はないんじゃないかなと個人的に思いました。ただの感想です。

○森本官房長 アトキンソン先生、お願いします。

○アトキンソン委員 自分たちの場合、違反があったときに、どこでそれがなくなったのかということで責任の問題がありますので、こことここだけでやれば、真ん中でどこで抜けたか、場合によっては何社も運搬をやっているところもありますので、ここだったのかということは重要なデータなんです。あくまでも自分たちの責任リスクを回避するためのものなんですけど、そういう認識でいいですか。

○説明者 御指摘いただきましてありがとうございます。アトキンソン委員から御指摘いただいた点もごさいます。さらにもう一つ申し上げるとすれば、収集運搬業者の方が最終処分業者の方に引き渡した後、こういうふうに御主張されていて、最終処分業者の方が受け取ってないと、こういうふうな御議論があったときに、やはりそこで実際、どちらが真実なのかという点を後で検証できるようにするためにも、やはり電子マニフェストなり、マニフェストの流れは収集運搬業者の方にも使っていただいて、一連の流れをトレースできるようにさせていただくことが重要ではないかと、私どもとしては考えさせていただいているところでございます。

○石田委員 実際の話を知ると、もちろんマニフェストはこことここだけでといっても、運搬業者の人は必ず物を受け取ったときに、全く別の紙で受け取りました。渡すときには全く別のマニフェストと関係ないもので受け渡しましたという紙を必ずエビデンスとして持っていて、それで請求業務とかをするわけですから、なくなったときにはエビデンスまで返ればいいので、どこでなくなったのかというのも、そこまでしなくてもエビデンスは絶対はないと請求できないですからという気はしました。

ただ、アトキンソンさんの言うように、中という話もあれですけど、大体出てストレートで産廃に行くところのほうが割合としては多いのかなと思うと、中がものすごく複雑になっているものとそうでないものと割合の比率を見て、コスト効果等も考えて、将来的にはいただきたいなとは思いますが、ただの感想ですけど、結構です。

○森本官房長 上山先生お願いします。

○上山委員 ちょっと違う話で、資金の流れについて教えていただきたいのですが、4ページを見ると日本産業廃棄物処理振興センター、これは法令上、情報処理センターが一つというふうに定められているので、ここに出さざるを得ないという話だと思うのですが、その下にキヤノンソフトウェアと随意契約があって、一方で環境省さんから直接、別途一般競争ということで、別にCの支出もありました。このBとCの支出の違いってというのは何なのですか。できるものであれば全部一般競争入札の形にしてしまったほうが資金的には競争性が働いていいのだと思うのですが、物によってこの情報処理センターを通さなければいけないというのと、御省から直接できるものと、その違いというのはどこにあるのでしょうか。

○説明者 端的に説明申し上げます。BとCの違いでございますが、Bにつきましては、これはセンターに整備されております電子マニフェストシステムの本体の改修に係る契約でございます。Cのほうは、こちらは電子マニフェストに外部から接続するアプリケーションソフトの仕様書を作成するための業務ということで、本体システムに係るものであるか、その本体システムに外部から接続するその他のアプリケーション等の開発に係るものかの違いで分けております。

○上山委員 AとBのところの金額の妥当性、効率性というのはどのように検証されていらっしゃるんですか。

○説明者 環境省のほうで毎年、見積とか経理に関する書類を提出させて、環境省のほうで適正に流れているかどうかをチェックするような仕組みとなっております。

○上山委員 どのように適正化を検討されているかというのを聞いているのですけれど。

○説明者 例えばキヤノンソフトウェアという会社について選定した理由ということで、選定するというに当たっては、例えば入札及び開札において、総合評価方式によって評価を行ったりして、その評価の一番高い業者を選定するというような形で選定をしております。

○上山委員 随意契約と書いてあるのですが、総合入札方式でやられていると。

○説明者 AからBに至る際には今申し上げました総合評価方式ということで、企画競争という形をとっております。この場合は、7社ほど入って結果が出ております。

○上山委員 そういうことだったら多分そのように書かれておいたほうがクリアかなという気がしますけれども。

○説明者 誤りました、ちょっと年度が間違っていて、26年度のときに企画競争を行ってございまして、27年度はその整備開発が2カ年で行うことになってございまして、27年に

つきましては引き続き随意契約というふうな形になっております。

○上山委員 引き続きの場合ほどのように、数字の合意設定と書いてありますが。

○説明者 また引き続き見積書等、仕様書を環境省のほうで、またセンターとともにチェックするような形で適正さを確認しております。

○上山委員 ちなみに26年度のときに翌年度以降にかかる費用という形である程度数字は出されているのでしょうか。これはやはり法令上、1社に定められているから仕方ないのですが、だからといって何でも出せばいいという話ではないと思うので、そのところはきちんと細やかに見ていただく必要があると思うのです。

○説明者 今、御指摘いただいた点、非常に重要な点を御指摘いただいたかと思います。御指摘のところ、今手元の資料で直ちに御説明できる状況ではないですけれども、しっかりとそういうところは見るべきだと、しっかりと精査した上でやるべきだという御指摘はそのとおりかと思しますので、その部分につきましてはしっかりと受け止めて考えて参りたいと思います。

○森本官房長 それでは稲垣委員のほうから取りまとめの結果報告、よろしくお願いたします。

○稲垣委員 では、取りまとめの結果を報告させていただきます。

廃止は0であります。2番目の事業全体の抜本的改善が3名、事業内容の一部改善が3名、現状どおりは0という状況であります。意見等については、皆さん方、聞かれたとおりでありますけれど、10年以上たつて42%というのは、低いのではないかと。向上に向けた色々な対策をすべきだということで、その中でやはり、今中央環境審議会等で議論されているけれど、いずれかの時期には義務化すべきではないかという意見があります。

それと、アプリの機能強化というのがいろいろ検討はなされておりますけれど、中小零細のことを考えると、もう少し簡易なやり方、そういうことも検討すべきじゃないかという御意見であります。今のシステムがいいかどうかというのはもう一度検討すべきじゃないか。

それと、色々な50%だというような色々なデータがありますけれど、上山先生も言われた問題もありますけれど、やはり決まっているからではなく、データ等については少しきめ細やかな検証ということをきちっとすべきじゃないかというようなこともありますし、アプリ等の検討をするときは、やはり現場の声、こういうものもきちっと聞くということも必要じゃないかというような御意見ではありますが、先生方、そういうことでよろしいですか。

それで、3、3なのですけれど、私から考えると、今まで色々意見を聞いてみると、やはり

少し今のアプリの検討も含めてきちっと見直すべきじゃないかということもあって、抜本的という言い方がいいかどうかわかりませんが、やはりきちっともう一度検証すべきで、それと普及率の向上を図るためにも一度抜本的に見直したほうがいいのではないかというふうに思っておりますが、いかがでしょうか。よろしいですか。

○小林委員 義務化を考えるとというのは、抜本的ではないでしょうか。

○稲垣委員 抜本的です。それではそういうことでまとめとしてよろしいでしょうか。

それではそういうことで。

○森本官房長 ありがとうございます。本当に私どもも先生方の御議論を踏まえて、しっかりと見直していきたいと思っております。

本事業の評価についてはそのように記載させていただきたいと思っております。

それでは続けさせていただいてよろしゅうございますか。

ここで政務官、退席させていただきます。

○鬼木政務官 また引き続きよろしくお願ひいたします。

(鬼木政務官 退室)

○森本官房長 メンバーを切りかえますので、少々お待ちください。

それではお疲れでございましょうが、続きまして事業番号2番の風力発電等に係る環境アセスメント基礎情報整備モデル事業について担当部局から5分程度で概要の説明をお願いします。質疑応答に際しての回答は簡潔にお願いしたいと思います。

○説明者 環境影響評価課長の永島と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは早速ですが、事業の概要について御説明させていただきます。

まず風力発電ですけれども、騒音やバードストライクなどの影響が懸念されたこともありまして、平成24年10月から一定規模以上の風力発電事業については環境アセスメントの対象になっております。他方で、地球温暖化防止の観点からは、風力発電を含む再生可能エネルギーの導入が必要になっております。このため、本事業ではモデル地区を選定しまして、その環境基礎情報などをデータベースとして取りまとめて提供することによって、質の高い環境アセスメントの実施と風力発電の早期の大量導入の両立を図るということにしております。

1ページからでございますけれども、本事業は26年6月の行政事業レビューの対象となりました。その際の評価は事業の抜本的改善ということで、その理由としましては、風力発電を効率的に普及するというに反対するものではない。しかし、本事業によって環境アセスメントの基礎情報を事前整理することと個別事業者が環境アセスメントを行おうとする段階

で支援することのどちらが費用対効果の観点から見てよいのかを明確にする必要があるという御指摘をいただきました。

環境省ではこの評価を重く受け止めまして、改めて本事業について再検討をいたしました。まず、全体の事業状況といたしまして、2050年に温室効果ガスを80%削減する等の目標がございますけれども、これに照らせば、風力発電を含む再生可能エネルギーの導入拡大は必要不可欠な状況となっております。風力発電については、導入ポテンシャルに基づく目標量として、中央環境審議会の高位目標では、3,250万kWという値が挙げられていますけれども、2015年時点での導入実績は317万kWにとどまっている状況です。このような状況におきまして、既に事業化を予定している事業者の支援に加えて、あらかじめ環境基礎情報を整理することによって、地元理解を調整しながら、風力発電事業を実施しやすくするための事業基盤の底上げを合わせて行っていくということが、やはり不可欠だと考えられます。

具体的には、9ページをご覧くださいいただければと思うのですが、環境省と経産省でそれぞれ事業を行っていますが、まず経産省の事業におきましては、既に事業化が予定されている事業に対して必要な環境調査を前倒しで実施するということになっております。これに対して環境省の本事業では、自治体からの公募などに基づいて、潜在的に風力発電などの導入が見込まれる地域をモデル地区として選定して、動植物などに関する環境調査を実施することによって、風力発電の大量導入に向けた社会インフラとして、環境基礎情報データベースを整備していくということでございます。

このため風力発電等の大量導入のためには、事業化が予定されているものに対する支援と、事業化を促進するための環境情報データベースの整備という、両方を進めていくことが不可欠だというふうに考えております。

1ページにお戻りいただけますでしょうか。ただし、この環境基礎情報データベースを作っても、実際に使われなければ、費用をかける意味がないということになりますので、環境省では、メインのユーザーである事業者に対してアンケートを実施しました。その結果は環境整備モデル地区環境情報をぜひ活用したい、機会があれば活用したいという方が90%、モデル地区で事業化を検討している、検討したいが35%、モデル事業をよく知らない、内容をよく知らないという方が45%、その他自由意見として、情報データベースを拡充してほしい、洋上の環境情報が欲しいといった意見もございました。

これを踏まえて、環境省では3点にわたりまして事業の改善を行いました。一つが事業者ニーズを踏まえた環境基礎情報とデータベースの整備、二つ目として、導入拡大が見込まれ

る洋上風力の環境技術の確立、3点目として関係者への事業内容の周知と活用の促進ということでございます。

2ページをご覧ください。本事業では平成24年度から順次情報整備モデル地区で環境調査を実施しまして、その結果を環境基礎情報データベースとして公開しています。本格的なデータベースについては、前回行政評価レビューをいただきました26年6月の直前の5月に公開をしまして、先ほどの改善方針も踏まえながら、モデル地区の環境調査情報が整ったところから、順次情報を拡充してきたということでございます。

環境基礎情報の活用状況について、二つの指標で把握をしています。一つはデータベースのビジット数とページレビュー数で、概ねここにあるように伸びてきております。もう一つは、モデル地区の環境調査の結果に含まれる重要種の生息情報の利用申請状況ということでございますけれども、現時点でモデル地区が全体で59地区ありますけれども、そのうち、陸上ですね。陸上では59地区ありますけれども、申請数としては、すみません、18となっておりますけれども、19、洋上については25地区中、こちら23となっておりますけれども24地区で申請があがってきております。

また、事業化に向けた検討中の案件というのが、陸上で14、洋上で11ということで、合計25件となっております。

それから、環境アセスメントの迅速化について、通常三、四年程度かかっている手続期間を半減させるという目標を立てておりますけれども、26年8月に開始した案件については、ここにありますように、概ね2年程度で終了できる見通しとなっております。

3ページ目が実際のデータベースの全体構成になります。地理情報システムとして、地図上に風力や地熱発電所、情報整備モデル地区の情報などの収録をしています。また、現地点で81地区の情報整備モデル地区の環境情報をしております、その地区ごとの報告書というのが、こういうタイプのものになっておりますけれども、こちらはアセスに必要な環境調査にのっとった手法で行っております。さらに参考文献として、バードストライクや低周波音に関する情報、自治体の取組事例なども収録をして、総合的なデータベースとしているところ です。

4ページと5ページが、実際のデータベースの表示例になります。

4ページでは情報整備モデル地区の位置、既存の風力発電設備、それから計画中のものなどが地図上でわかるようになっております。モデル地区の環境調査情報と合わせて活用することによって、調査期間を縮減するということが可能となるとともに、事業開始をした後に、

例えば貴重な動植物が発見されて、事業を中止しなければいけないというようなリスクを回避することができます。

5ページ目では、これらに風況のポテンシャル情報活性にあわせて、見るができるようになっております。

最後に事業の成果の今後の活用についてですけれども、まずデータベースのコンテンツを拡充していく必要があると思っております。28年度中に全てのモデル地区の調査が終了しますので、これを掲載するとともに、鯨類の水中音響調査など、なかなか事業者では実施できない部分なども、この調査、この事業の中では実施しておりますので、これら新たな技術手法に基づく調査について、その知見も取りまとめて、一般的に使えるようにして参りたいと考えております。また、経産省の調査など、関連する情報についても、このデータベースに一括して収録してまいります。

もう1点が、環境基礎情報データベースの周知活用促進でございますけれども、環境アセスメント協会、それから風力の事業者団体である日本風力発電協会、こういったところに働きかけをして、データベースを活用していってもらいたいと考えております。

これらを通じまして、情報整備モデル地区をはじめとして、環境保全と両立した形で風力発電の導入を促進し、再生可能エネルギーの導入拡大に貢献できるものと考えております。

説明は以上になります。

○鳥居会計課長 ありがとうございます。

進行役の官房長が所用で席を外しております間、私が代理で進行させていただきたいと思っております。

本事業の論点でございますけれども、資料2の2枚目の紙をご覧ください。

三つございます。一つ目が、平成26年度公開プロセスにおける指摘を踏まえた改善の効果が十分に得られているか。二つ目が、事業の成果は活用されているか。そして三つ目が、事業成果活用の今後の見通しはどうか、という点でございます。

それでは質疑を行いたいと思います。御意見、御質問のある委員から先ほど同様に、名札を立てていただければというふうに思います。

それでは、石田委員、お願いいたします。

○石田委員 ポンチ図の2枚目なのですが、やはりこの事業のアウトカムは、非常に事前に広範囲な場所を指定していて、それが実際に役立ったのかどうかということだと思います。それで、まず2枚目の情報整備モデル地区環境情報の利用状況というところで、14



種の生息情報について事業者等の利用申請に基づく情報提供という、これは申請数が陸上で19件、洋上で24地区あったということなのですが、これは全てが風力発電を考えている事業者からの申請だったのでしょうか。

○説明者 この数字の中には事業者のほかに自治体も入っております。

○石田委員 具体の数の訳を教えてくださいけれども。

では、あとはもう少し広範の範囲ですので、まずモデル地区のヘクタールというのですかね。それと、その今事業化検討中案件数ではなくて、ヘクタール数をわかれば教えてください。それも時間がかかるようでしたら、ほかの方の質問を先に回していただいて結構です。

○説明者 少しこの事業も含めまして、全体の今風力発電に係る状況というものを数字として補足で御説明させていただきたいと思います。

まず風力発電で環境影響評価法の対象となっているものが、これまでの累計で138事業ございまして、その合計面積が1,000万キロワット、発電容量でお答えしますけれども、1,000万キロワットとなっております。環境省の情報整備モデル事業の対象のうち、事業化の見通しがあるものが、先ほど申しましたように25事業、この合計が288万キロワットで、そのうちアセス手続に入っているものが、12事業で117万キロワットという状況になっております。

○石田委員 すみません、私が教えていただきたいのは、ワット数ではなくて、要はすごく広範囲な、まだ事業をしたいと言っていないところがモデル地区自治体が手を挙げているところ、そこを広範に調査されるわけですね。そのうち実際事業をするというのは、そのうちエリア的にどれくらいの面積を処理しているのかと。

なぜそういうことを向うかという、前回の公開プロセスでも議論になりましたけれども、経済産業省で、同じエネルギー特別会計で、環境アセスメント調査早期実施実証事業という事業があるわけです。そちらはやりたいと言ったところに、やりたいという事業者が自ら2分の1の費用を出し、それに国が2分の1補助するわけですね。こちらやはり同じように早期化を図るという目的です。

これはつまりピンポイントで、ここをやりたいので、一緒に今までは2年か4年かかっていたのを半分にするように、一緒にやってみようということですね。こちらは、自治体が手を上げるけれど、自治体は何ら負担がないわけですね。やりたいと言って、そうですかと言って、ここのエリアというわけですね。そのエリアを、広範に調査するけれど、そのうちのどのくらいの部分が使われたのか、そこでコスト効果が怪しいというか、はつき

りさせていただきますというのが前回の公開プロセスの指摘で、今回もそこは明らかになっていないように思うのです。

それと、同じように広範囲に、誰がどこに、ここをやりたいと言ってくるかわからない、広範に一度3年前か4年前に調べましたということで、それがずっと使われ続けるために、今後もアセスメントの期間を短くするためには、データをアップデートしていかないといけないのです。それはまた広範なエリアをずっと、1年おきなのか2年おきにするということに意味があるのかと。さらに今ものすごく気候変動が激しいですよ。それなのに、4年前にやったからそれでいいわけがなく、またやるということになると何か無駄な気がするのですが、その辺を教えていただきたいと思います。

○説明者 風力発電ということなので、面積で評価するというのがなかなか難しい部分があるのですが、この事業で調査した面積を申し上げますと、陸上のモデル地区の総面積は443平方キロメートルです。洋上については、5,820平方キロメートル。そのうち事業化が見通されていると申しました、先ほどの25事業についての面積が、陸上では48平方キロメートル。洋上では、2,344平方キロメートルです。

すみません、少し追加で補足させていただきますと、経済産業省の事業についても話が出ましたが、先ほど環境省のこのモデル事業で、事業化が見通されているものの、容量、ワット数が288万キロワットと申し上げました。経済産業省のほうでは、32事業で192万キロワットという状況になっております。

それから、もう1点御質問がありました、一度調査をしても、さらに追加の調査が必要になって無駄になってしまうのではないかという点については、もちろん時がたてば、追加調査が必要な部分が出てまいりますけれども、基礎的な環境情報について調査をしておけば、1年とか2年という期間をかけて、もう一度ゼロから調査する必要はなくて、状況の変化に基づいて、追加的な調査を数カ月するということに対応できますので、非常に風力発電のアセスの迅速化などには有効であるというふうに考えております。

○石田委員 今のお話だと、そうすると、陸上については使われたのは、約10分の1ですね。洋上については、約半分は使われたということですね。

○説明者 はい。

○鳥居会計課長 それでは稲垣委員お願いします。

○稲垣委員 26年度のレビューの評価で、環境省さんと経産省さんの違いがここに書いてありましたけれども、私がこれを読んで思ったのは、環境省さんはやはり方法書の段階で、き

ちんと、無駄なことをやってはいけないから、その辺りをきちんとわかるように、方法書の段階で評価できるような形のデータの収集だというふうに理解したらよろしいのか。経産省はそれが実際に方法書も終わり具体的に調査、準備書をつくるという段階というふうに理解したらいいのか、まず教えてください。

○説明者 環境省の調査、それから経済産業省の調査も、端的に言うと、調査期間が今3年から4年、アセス期間がかかっているものを半減させるというものが明示的な目標としてありますので、それに資するものということで、環境省の場合には、方法書のもっと前の段階、方法書を作成する前の段階で調査を行っておく。それから経済産業省の調査についても、方法書を始める状況と並行して、その段階で、方法書の前に配慮書というのがありますけれども、配慮書の段階で前倒しで環境調査を既に始めるということになっておりまして、やはり何が違いかといえば、経済産業省の場合には、既に事業化がもう固まっているもの、環境省の場合には、それが固まっていないけれども、有望な地域について、あらかじめ調査をしておくものと、このように御理解いただければと思います。

○稲垣委員 それを聞いて、伺いたいのは、先ほど石田先生も言われたんですけど、非常に申請率が悪い、特に陸上のほうです。これを見て、もうとてもやれないから申請もしなかったというところも入っているのか、入っていないのか。そういう段階でもう評価されているから、申請率が悪いと理解していいのか、やはりそうではなく、そういうのもみんな入っているということになると、ヒット率が非常に悪い気がしますが、そこはどう考えていますか。

○説明者 その点については、調査をしてみて、調査結果として、ここには風力が入れないという地区が多かったということではなくて、もともと自治体が手を挙げる段階でもある程度風況なども加味をして、風力が入られるであろうところをモデル地区として選定しておりますので、今の段階で条件のいいところから事業者は風力発電というものを考えていくことになりますけれども、先ほど3,000万キロワットが2030年の目標と申しあげましたけれども、現時点で導入されているのが300万キロワット、アセスの対象となっているものでも1,000万キロワット、間に2,000万キロワットくらいまだこれから導入していかなければいけない部分がありますので、それを埋めていこうとしたときに、事業者の方々は、日本全国を見渡したときに、このモデル地区というものの情報を見ていただいて、去年の段階では、多少相対的に条件が悪かったけれども、今の段階では可能性があるなど、そういうことを考えられるというふうに考えておりまして、25事業というのは今時点での申請状況の中

間点だというふうに捉えております。

○稲垣委員 わかりました。

それと、現況調査をやったことによって、アセスの手続が2年間短縮されたという、これは非常に大きなことだと思いますけれど、一方、これはどういうふうに整理したらいいのか、考え方だけ教えてください。アセスというのは本来事業主体がやるべきものなのですね。それを公益、環境省や経産省がやられるというのは、やはり風力発電、温暖化対策を推進するためには、やはり事業者任せにしておくわけにいかないの、公共が関与するという理解でいいのかどうか。そこは本来ならば、なぜ、アセスをやる立場からいくと、アセスの事業主体は事業者が全部負担すべきじゃないか、なぜやるのだということを、少し整理してください。

○説明者 その点は、この事業を開始するに当たって非常に整理をしておかなければいけない点だと考えまして、環境省の中ではこのように整理をしております。まずおっしゃられたとおり、アセスメントというのは調査については事業者が実施をして、自ら評価をして、それに伴う環境保全対策を立案するということになっているのですけれども、その調査というのは、既存の情報がある場合、例えば自然環境についても自然環境基礎調査、それから大気であれば、各自治体、それから環境省のほうでも大気汚染の濃度ですとか、そういうものは既存情報として国や自治体が整備したものがあつたということ、既存情報があるものはそれを使って事業者が調査を行い、評価を行うということになっておりますので、その部分について、太陽光、再生エネルギーを導入しなければいけないという国全体の要請も踏まえて、ある程度基礎的な部分は国のほうであらかじめ調査をしておく、それはほかの自然環境調査などとも性質的に違うものではないと、このように整理をしております。

○稲垣委員 はい、わかりました。

それと、もう2点ですけど、先ほど石田先生も言われたのですが、課長さんは、いや簡単でやられるからいいよと言われたのですが、なかなか今の環境の変化を見ると、本当にこれだけすごく貴重なデータが積み重ねられておるのですけれど、本当に今の気象の状況の変化だとか、環境の変化を考えると、ちょっとした追加で、それが使えるようになるのかどうか、その辺りは非常に疑問を持っています。ですから、これは非常にいいデータですので、これはある程度定期的に更新していかないといけないと思って、特に洋上のデータというのは、なかなか事業者ではできないデータですので、洋上データを今後増やしていくということになれば、そういうことまで含めて、少し検討していただきたいというのが1点。

それと、もう1点ですけど、一部1者応札とか随契がありますけれど、こういう調査やデ

ータ処理ならば、もっと広くコンサルはあると思うんですけど、なぜ1者応札になってしまったのか、その辺がちょっとわかれば教えていただきたい。

○説明者 まず調査結果についてですけれども、その点は我々も今ここで調査をして、この事業は28年度で一応終了することになっておりますけれども、ここでストップして、その後データを更新しないということではなくて、この調査以外の部分でも環境調査、いろいろ行われている部分がありますので、そういうものはできる限り、このデータベースに盛り込んで、このデータベース自体は今年で終わりではなくて、これから風力発電導入促進に向けて、維持していきたいと思っておりますので、それに費用をできるだけかけない形で効果も上がるように考えていきたいと思っております。

それから、1者応札の件は担当から御説明いたします。

○説明者 資料の28ページでございます支出先上位10者リストをご覧くださいの御指摘かと思っております。こちらが一番上でございます三洋テクノマリンさんですが、こちらモデル地区が洋上のモデル地区となっておりますが、静岡、鳥取、鹿児島という、ちょっと離れた地区を三つセットにして発注いたしました。そうしますと、海の調査の専門部会を全国的に展開されているかというのが数が限られておりましたので、このような1者入札のような形になっております。ただ、このとき同時に入札したほかの海の地区を他者がとられたり等しておりますし、この2位以下のところをご覧くださいとおわかりいただけると思うんですが、風力発電という事業は、今後有望だということで、かなり多くのコンサルさんに興味を持っていただいて多くの入札をいただいているところでございます。

それから、先ほど石田委員から御質問いただきました43の申請の内訳でございますが、事業者さんから直接の申請が20で、自治体さんから23でございます。ただし自治体さんと申しましても、自治体さんが事業を進める、要は自治体さんが事業のために申請いただいているというケースがかなり含まれております。ということでございます。

○鳥居会計課長 よろしいでしょうか。それでは関委員お願いいたします。

○関委員 ありがとうございます。先ほど御説明いただいた事業の改善の最初の1ページ目のところで、前回のレビューの結果として、二つのやり方のうちのどちらが費用対効果が高いかという問いかけがあったかと思うのですけれども、これはいただいた資料とか、あるいは先ほど御説明いただいた内容からすると、その点がやはりクリアではないと感じます。この事業の必要性ですとか、そもそも再生可能エネルギーの導入を拡大するためにはアセスメントが必要、これはもう十分わかるのですが、それをいかに少ないコストで大きな効果を

出すかというところが問題なので、そうすると、経産省方式と環境省方式とどちらが、比較した上でいいかという、その優位性を説明していただかないといけなかったのだと思うのですね。

あるいは、もし両省がやる必要があるのであれば、それぞれどういう違いがあって、今の割合を維持するのが合理的だということをきちんと説明をしていただかなきゃいけないと思うのですが、その点がクリアではなかったというふうに思います。ですから、仮にですけれども、環境省サイドのやつをやめてしまって、経産省方式で全てを実施すると仮定として置いた場合に、幾らかかって、コスト的なプラスマイナス、それから恐らくコストだけではないと思いますが、それ以外のプラスマイナスがどうかという、そこをもう少し教えていただきたいなど。その辺はどの程度検討されたのかということ、まずお伺いしたいと思います。

○説明者 我々としては、両方必要だという結論を今持っているわけですが、どうしてそういうことになっているかということですが、経済産業省の事業というのが、もともと事業者の側で事業化を進めたいという方が申請をして、調査費用の2分の1補助を受けるということになっておりますので、もともと事業者の方が申請をしたいと思わなければ、そういう事業が先がない限りは、それによって積み上げていくことができないという状況になっておりますので、仮の計算として、これだけ申請が出てくれば、これだけ導入が進んで、それに係る費用は幾らだという計算はできますけれども、そもそも事業者の側でそれだけの申請をしてこなければ、机上の空論になってしまう。

今経済産業省のほうには、今事業化を進めている人で国の補助を受けたいという方々は、ほぼ内容が適切でなくて採択されなかったというものはあるかと思いますけれども、内容がしっかりしているものについては、補助を受けているというふうに認識しておりますので、それだけでは、先ほど申しましたような3,000万キロワットというような、導入を促進していくには、不十分である、それを実施していくためには、環境基礎調査という形であらかじめ、ある程度の調査をしておいて、ここであれば、調査結果も整っている、それから自治体の風力発電事業というものを進めたいという自治体の意向もある、こういうモデル地区があるということによって、そこで事業を進めていくというインセンティブが働くであろうと思います。

そして、もう一つ重要なのは、事業者としては事業としての採算が合わなければいけないので、こういった情報面、調査面からの支援はもちろん必要ですが、それと同時にFITと言われるような形で、別に経済的なインセンティブも含めて、事業化を促進する、そ

うというトータルで政府全体として政策を進めていくことによって、再生可能エネルギーというものの導入促進と、それから地域の環境保全を両立させていかなければいけないと、このように考えているところです。

○関委員 要するに、この問いに対する答えとしては、その辺のところをもう少し数字の裏づけも含めて、きちんと御説明をしていただきたかったなというのが私の感想です。

それで、もう一つ思うのは、この事業に限らないと思うのですが、ほかの省庁との関係において、いわゆる複数省庁が取り上げているような政策について、一体どういうやり方が最適なのかというのは、これは恐らくこの場だけではなかなか議論が終息しないと思うのですよね。ですから、これは御質問というよりはむしろこのレビューの仕組み自体についての問題提起ということになるかと思うのですが。全体感で見たときに、一体どの省庁がどの部分をやるのが一番いいのか、片寄せしてしまったらどうなるのか、その辺のところをもっと俯瞰的に見るような行政レビューの仕組みというのが、加えて必要なのかなという気がいたします。

それから、もう一つ、今後の話ですけれども、これは28年度で一応事業は終了するということで、29年度以降、メンテナンスが必要だということなので、恐らくメンテナンスが今後の事業の中心ということになるかと思うのですが、一点、洋上風力については、手がけ始めたのは割と最近であって、これからまだまだ取り組みが必要なんだというニュアンスのお話を聞いていたのですが、そうすると、洋上風力についての調査というのは、これからメンテナンスだけではなくて、新規調査案件というのがあるのか、それにどれくらいのコストがかかるのか、その辺の見通しを教えてくださいと思います。

○説明者 洋上風力について環境省のほうで事業化をして、国のほうで調査を行うということは今のところ予定しておりません。ただ、洋上風力については非常にこれから促進していかなければいけないと思っております。別途環境省のほうでも洋上風力の特性を踏まえた風力発電にかかる環境アセスメントというものはどういうものかという検討も進めておまして、その中で、例えば海外における、国内も含めてですけれども、海における海洋生物、それから鳥類の動向がどうなっているとか、そういったことは調査をすることとしております。

○関委員 それはそうすると、この事業案件ではなくて、別の事業案件が新規に立ち上がるという、そういうイメージなのですか。

○説明者 新たに国のほうで独自の調査をするということではないのですけれども、これと

は別に洋上風力にかかる環境アセスメントの検討調査というようなことで、これは新規案件というよりは、今も既に行っている部分なのですけれども、その中で文献調査などを進めているということでございます。その検討調査の中ではこの事業によって得られた調査結果というものも取りまとめの対象、あるいは分析の対象としております。

○鳥居会計課長 ありがとうございます。それでは奥委員お願いいたします。

○奥委員 御説明の中に経産省の事業と環境省の事業の役割分担、もしくはその関連性についてございましたけれども、経産省の事業については、今もう具体的な芽があるところ、事業化がもうほぼ固まっているといたしますか、その見通しが立っているものについて個別に支援するというお話で、環境省のこちらの基礎情報整備事業の方は、こちらは特定の事業者、事業というよりは、むしろ一般的に広く今後事業を検討していこうという者が活用できるような、社会インフラという御説明がありましたので、そういうものだろうという理解です。で、やはり環境省のこの事業はそうした意義があるというふうに私も思っておりますが、ただ、そのときに経産省を、今回は環境省の事業のレビューですので、なかなか指摘しても難しいところがあるかもしれませんけれども、私が思うに、やはりアセスメントの法令にのっとりた手続があるわけで、その手続の中で、本来は事業者が自主的に自己責任のもとでアセスというものはやっていくというのが、まず基本としてあって、そうした中でアセスの手続に乗る前の段階で、前倒しで調査をすることに対して経産省は補助しているわけです。そのことの是非というのは、しっかりと問われるべきだというふうに思います。

つまりアセスの手続の中で、しっかりと調査をしていかれるのであれば、単に事業者自身が収集したデータで事業者自身が考える環境保全措置というだけではなくて、それに対して、さまざまな環境保全の見地から意見をお持ちの方たちが、インプットもされて、ある意味双方向のやりとりといたしますか、事業者見解もそれに対して示されてという中で、それなりの望ましい環境保全措置ということが検討されていくという、そういうプロセスが補償されるわけですけれども、その手続に乗る前に事業者が調査をしてしまうということは、むしろその調査によっての環境改変といたしますか、環境への影響というものが、ある場合もあるわけで、そうしたことに対しての外部からのチェックというものが入らないままになされてしまう調査なわけですね。

ですから、そういったことを許してしまっているのかといたしますか、そもそも法令の手続がしっかりあるわけですから、そこにしっかりと載せる形での調査というものをしっかりと担保すべきだということから考えると、経産省のやり方がコストパフォーマンスから考えて



どうなのかという面もありますが、環境影響やそれから環境に関わる意見を持っている方たちがそこに参画していくという、そういう参画のプロセスの観点から、望ましいことなのかというのはきちんと問うべきだというふうに思っております。

そういう問題意識を前提とした上で、環境省の情報基盤のほうのデータが充実していけば、個別の事業に対して補助をして前倒しで調査をするといったようなことは、不要になるというふうに考えていいのでしょうか。本来そういうふうになっていくべきだというふうに思います。この事業自体は今年度で終わるということではありますが、来年度以降もまた別の事業として、続けられていくということですから、本来そちらのほうに全て収束させていくべきだというふうに私は思うのですが、その辺はいかがなのでしょう。

○説明者 経済産業省の事業について、私の方からあまり言うのは適切ではないのかしれませんけれども、考え方としては、やはり風力発電を国として大量導入していくという方針がある中で、その中で環境アセスメントというものは法律にのっとって、手続がしっかりと決まっているわけですが、結果的にそこで時間がかかることによって、風力発電の導入時期が遅れるというようなことがあり、それに対して、アセスの手続期間、調査の期間も含めて半減するということが、これも国全体の方針としてある。

そういう状況の中で環境省、経済産業省、それぞれが役割分担をして、できる部分をやっという、経済産業省の調査について言えば、確かに本来配慮書があって、方法書という、その方法書の中で、アセスすべき項目、それからやり方というものも決めていくというのが、環境アセスメントの手続になるわけですが、他方で先ほど言いましたような迅速化の要請があるという場合に、事前に調査を進めることによって、ある意味本来方法書の段階で進めていけば、必要なかった調査までしなければいけない部分も生じてくる。その部分については、国が一定の補助をするという考え方はあるだろうということで、経済産業省の調査はなされているものだというふうに理解をしております。

それで、環境省の事業が進んでいけば経済産業省の調査が必要なくなるのではないかとこの点は、概念的にはそのとおりだと思うのですが、今の状況からすると、先ほど申し上げましたような大量導入という中で考えた場合には、やはり二つの事業が重なってしまうと、これは本当に意味がなくなってしまうのですけれども、重ならない形で、全体として、できるだけたくさんの風力発電の導入が環境保全に配慮した形でなされるというのが重要だというふうに思っております。

○奥委員 わかりました。今の御説明のとおりなのだろうと思いますけれども、前倒しの調

査による環境改変や環境へのマイナス影響といったようなことが起こらないように、ぜひ環境省としてもそこはウォッチしていただきたいと思います。

あと、最後にお伺いしたいのですが、平成28年度でこの事業については、とりあえずは終了するという事なのですが、日本全国を見渡したときの風力発電のポテンシャルに照らして、この平成28年度まででカバーできたエリアはカバー率というのでしょうか、それはどれくらいになるというふうに考えたらよろしいのでしょうか。

○説明者 ポテンシャルというものをどこで線引きをするかによって、カバー率を計算することはできるのですが、ちょっと今そういう計算はしていないということで、今申し上げられるのは、先ほどの合計面積で、陸上で言えば440平方キロメートル、海上で言えば2,300平方キロメートルあまりということで、ただ、これ自治体から手を挙げて調査をするということになっておりますけれども、なぜそういう仕組みにしているかという、やはり風況ですとか、自然環境の状況というものが大前提にはなるんですけれども、地元が風力発電を入れたいと思うかどうかというのが、実際に事業化を進める上では、非常に重要なポイントとなってきておまして、28年度の時点で、5事業ということで、手を挙げていただける自治体というのは、ほぼカバーされたというふうに思っておまして、同じような形でこの事業を進めていくというのは、あまり効率的ではない、少し別のやり方を考えたほうがいいのではないかとということで、当初の予定どおり28年度で調査については終了するというふうに考えております。

○鳥居会計課長 よろしいでしょうか。それではお待たせいたしました。上山委員、お願いいたします。

○上山委員 今の質問と少し関連するのですが、28年度でこの事業は終了します。そうすると、今回評価の廃止、抜本的改善や一部改善があると思います。廃止というのはそもそもないと思うのですが、これは今後この事業をもとにして、何かしら継続事業的なものが立ち上げられるという前提での評価になってくるということなのではないでしょうか。そもそも話ということでもよろしいですか。

この事業は今年度で終了なので、この評価の廃止、抜本的改善というのは、今後この事業をベースにして、何らかの新しく立ち上がる事業、もしくは継続的になされるような事業についての評価というような形でよろしいですか。

○説明者 そのような形になると思います。いろいろ御意見をいただいたのを参考として、やっていきたいというふうに思います。

○上山委員 今、平成28年度で一応モデル地区の調査は終了しますということで、今後どのように続けていくかというお話かと思うのですが、そういった意味ではもうやってしまったのだからというところですね。今回のレビューのタイミングはどうかというところが正直あるのですが、もうとりあえずモデル地区はできあがっていますという。先ほど、当初お話がありましたけれども、更新していくのに費用がかかる。更新にかかっている費用というのは、ある程度はもう既に把握はされていますか。

○説明者 厳密なものではないのですが、粗々で1,500万くらいかなと。年間ですね。単純な更新維持ということだと、それくらいかなというふうに思っております。

○上山委員 既にあるモデル地区、地熱までいくと86地区の更新で毎年1,500万円くらいという話。

○説明者 86地区については、一カ所一カ所このような調査を行いましたけれども、これ自体の更新は含まれておりません、それは来年度以降やるということは今のところは予定しておりません。こういった情報も含めてデータベースを作っておりますけれども、既存の情報、それから経済産業省の調査結果なども入れるというふうにしておりますけれども、そういった既存の情報から得られるものの更新、それからサーバーなどの維持管理で1,500万円くらいと見ておまして、こちらの更新につきましては、ある程度まとまっておりますので、今後は事業者が実施をする際に、そこで事業を本当に実施するということになった場合に事業者の側で、これ1冊丸々つくる必要は全くございませんので、このうち必要になった部分を従来のアセスメントの手続にのっかって、事業者の費用負担のもとでやっていただくということになるだろうと、今のところ考えております。

○上山委員 1,500万円の事業のレビューというのは正しいかどうかですね。非常にちょっと疑問に思うところではありますが、それにしても86地区ありますよね。これはそれで2ページを見ると、データベースの閲覧者数とか閲覧数というのがございますと、86地区全部について、更新とか維持していく予定でいらっしゃいますか。やったはいいけれども、実際のところはそんなに事業者の関心を引かないところというのが、相当程度この数字を見るとあると思うので、当然取捨選択というものを頭に入れていく必要があるんじゃないかと思うのですが、そのところはいかがでしょうか。

○説明者 そこは個別の状況に応じてプライオリティをつけていかなければいけないと思っておりますけれども、今の時点で86地区の中で、ここはもう絶対事業化ができないという部分はございませんので、新たに環境省のほうで追加的な調査をして、更新をしていくという

ことは、この86地区について考えておりませんので、既存の情報で86地区に該当するところでアップデートできるものがあれば、それはそんなに費用もかかりませんので、更新していくということを考えております。

○上山委員 そうですね。金額がそんなに大きなものではないので目くじらを立てる話ではないのかもしれないのですけれども。

28ページの先ほどの資金の支出についてなのですけれども、1者入札のところは静岡、鳥取、鹿児島と三つを対象にしています。なぜ三つ含めているのでしょうか。静岡も鳥取も鹿児島も全く地域的には全然近接しているわけでもなく、これをばらばらにすれば応札者というのも増やせたのではないのでしょうか。

○説明者 平成25年度にかなりの地区の自治体から応募がありまして、これを類似の地区をまとめることで少し効率化を図ろうという目的で幾つかの地区ごとにまとめたり、隣接している例えば岩手県内の三つの地区をまとめたりという形で整理をしておりましたが、ちょうど洋上のこの3地区が、言うなればちょっと残り物のような形で、残った3地区を洋上というくくりにしたのですけれども、ちょっとそこは上手じゃなかったかなというのは確かにあると思っております。

○上山委員 下の2、3、4、5を見ると全部一つずつですね。金額的に見ても2,400万とか2,100万というのもあるので、この三つをくくらないといけない理由というのが全然見えないのですけれども。

○説明者 この上位10者の中ではこういった形になっておりますが、そのほかも陸上で、例えば岩手県内の3地区ですとか、青森県内の。

○上山委員 岩手県内だって近接しているじゃないですか。これは全然近接していないじゃないですか。

○説明者 これは地域というよりも洋上風力という地区の中で三つまとめさせていただいた次第です。

○上山委員 金額等を見ると、やっぱりこれは三つ分けられるべきであったかなと思います。今後はちょっとないのかもしれないのですけど、そのところは似たようなものがあれば、分けて出していただければと思います。

すみません、正直先ほどのお話のところでは本年度で本事業は終わってしまうということなので、そもそもレビューとしてどうなのかというところを非常に疑問に感じるところです。タイミングとして26年度の行政事業レビューで指摘をされて、今回のところも十分に費用対

効果という点では数字的にクリアにならないままで進めて、全部終わってここで評価というのはいかがなものかなと思います。これは私の意見として議事録に残していただければというふうに思います。

○鳥居会計課長 ありがとうございます。今の御意見は議事録にしっかり残しておきたいと思います。

それでは、アトキンソン委員、お願いいたします。ちょっと時間が押しておりますので、シートを出せる方はお出しいただければと思います。それではよろしくお願いいたします。

○アトキンソン委員 今御指摘があったのにもかかわらず、この入札のほうなのですけれども、私は建設の入札を頻繁にやっていますけれども、本省の入札は詳しくないので申し訳ないのですけれども、確認なのですが、落札率を見ると、ほとんど金額が大きければ大きいほど落札率が高いというような形になっていまして。今色々な会社を調べてみると、専門性が非常に高く、入札がそんなにうまいものかなというふうに疑問に思うところがあるのですけれども。

一般的には99%とか97%だとか、見れば大きいものに限って、97%、99%、それで93%、99%とか、こういうふうになったら、98%になったのですけれども、これは異常に高いと私は感じます。何かの特殊要因がありましたらば、教えていただきたいです。

○説明者 本当に高い99%等の落札率の案件に関しては、予定価格を超過している者が何者かあったというふうに記憶しております。ですので、価格は何者かばらばらに入ってきている中で、予定価格の中で入った最大の者が落札されたり、もしくは1者で複数回入札されて、この予定価格の中で落札されたりといったケースが、こういう99%や98%といった結果になっております。

○アトキンソン委員 それにしても全面的に出ていますので、一カ所とか二カ所とか、そういうことはわかるのですけれども、行われている入札の中でほとんど全面的にこの90%台が連発しているかと思うのと同時に、皆さんがその上にいってしまったというところで、外されてしまったということと言っても、見事に予定価格を読まれているなという感じはしません。

○説明者 そういう観点では前回の事業レビューのときには、非常に落札率が低かったという御指摘をいただきました。というのは、かなり風力発電という事業は、環境調査自体が今後非常に有望なビジネスになるだろうということで、かなり各社低い価格で入札されて、26年度の時には随分落札率が低いですねという御指摘をいただいております。その指摘を踏

まえて、私どもも予定価格の積算方法等を見直しまして、このような形で担っております。

また、御覧いただくとわかるように、必ずしも90幾つではなくて40とか50とか、半分くらいのケースもございまして、それぞれ各調査会社さんやコンサルさんの得意なエリアがある場合には、非常に調査員等の動員が近接地から動員できるといった有利なケースには非常に低い落札価格になったり、そういったケースが見られているというふうに思っております。

○アトキンソン委員　そういう小さいものはあるのですけれども、大きいものはみんな高いではないですか。もう、満遍無く高いですよ。普通ですと80%台になったりとか、91%とか92%が出たりしてもいいと思いますけれども、ここでAでも6,700の97、5,600の96、それで8,300のまだ99、それと6,500では96とか、大きいものに限って高いです。

○説明者　一つの考察ですけれども、こういう費用が、予定価格が大きな現場というのは、かなり大規模な調査の仕様になっているところですので、やはり大手さんしかなかなか入って来れない。新規参入がなかなか入って来れないということで、大手さんがしっかりした積算をされると、予定価格に近いような形になるのかなというふうに、これは一つの考察ですけれども。

○アトキンソン委員　それでもお見事ですよ。

○説明者　前回の御指摘を踏まえて、予定価格もできるだけ適正になるように見直しを図った成果かなと思っておりますが。

○アトキンソン委員　自分たちは国の事業が多いのですけれども、この中で99%とか98%に必ず当たるということであれば、入札をやっている人にはでかいボーナスは出すと思います。この技術は教えていただきたいくらいのすばらしさだと思います。何か改善の余地があるのではないかとはい思いますけれども。

○鳥居会計課長　ありがとうございました。

大分時間も押してまいりますので、シートのほうを御提出いただければと思いますが。

今アトキンソン委員のほうでシートを御記入ですけれども、その間お一方何か御意見ある方がいらっしゃいましたらお願いします。

それでは取りまとめましょうか。何かその間追加で御意見等ありましたら。石田委員、お願いいたします。

○石田委員　先ほど上山委員もお話しされましたけれども、今回の公開プロセスの結果というのは、28年度の事業には何か生かされるのでしょうか。もうそれとも公募をかけているので、そのままいってしまうのでしょうか。

○鳥居会計課長 御意見を踏まえて何か生かせるところがありますでしょうか。説明者のほうで何かあればお答えください。

○説明者 本日いただいた御意見につきましては、この事業のほかにも、まずこの事業に関わる部分については、これからの中で生かしていきたいと思っておりますし、それから風力発電に係る環境調査、それに対する国の支援のあり方そのものに対する意見もたくさんいただいたと思っておりますので、これらについては今年度、それから来年度以降の事業展開に生かしていきたいと思っております。

○石田委員 質問の趣旨は今年度8億8,000万円、9億円近い予算が挙がっているわけですが、それが変わるということはもうないということでしょうか。

○説明者 今年度予算としては8億8,000万円計上させていただいておりますけれども、対象事業が5地区ということもありまして、正直不用がたくさん出ると思っております。8億8,000万円計上はしていますが、全部使い切れない部分もあると思っておりますので、そこはまた今日の事業も踏まえた上で進めていきたいと思っております。

○鳥居会計課長 それでは、時間も押していますので、稲垣委員のほうから評価結果及びとりまとめコメント案を提示願えればと思います。

○稲垣委員 先ほど上山先生も言われましたけれど、今回の評価をどういう形にするのか。28年度で終わってしまうものを廃止というふうにするのか、そうではなくて次につながるものを評価するのかなというのが、ここは明確ではなかったものですから、多分結果がこういう形になったのかなと思います。

廃止が1名、事業全体の抜本的改善は0、事業内容の一部改善4、もう一人の方は評価不能という形です。やはりそこが明確じゃなくて、次にこれをどういうふうにつなげるかということの評価なのか、この事業の評価なのかというところが明確ではないものですから、そういうことを議事録に書いた上での評価という形にさせていただきたいと思っております。

それで、意見はいろいろ出ておりますけれども、やはりアップデートしなければならないものをどういうふうにしたらいいかという点がありましたし、それと経産省をはじめとした他省庁との調整、これをこの場でやるとのではなくして、もっと大きい場でやるなど、そういうことも必要だろうというふうになっておりました。

それとレビューの時期が問題であるなというのは、これは大きな指摘であると思っております。

それと、1者応札については、やはりいろいろ再検討すべきじゃないかというような御意見も出ております。

そのようなところでよろしかったですか。

○鳥居会計課長 大変ありがとうございました。今稲垣委員がおっしゃられた点、議事録にしっかり書き止めておきたいというふうに思います。

それでは、以上をもちまして、この2番目の事業のレビューを終了したいと思います。ありがとうございました。

○森本官房長 少し休憩を入れさせていただいてよろしいですか。じゃあ40分まで休憩させていただきます。

午前11時30分 休憩

午前11時39分 再開

○森本官房長 お疲れのところ恐縮でございます。

それでは最後に、事業番号3、バイオ燃料利用体制確立促進事業についてお願いいたします。担当部局から5分程度で事業内容の御説明をお願いいたします。

○説明者 地球温暖化対策課でございます。1枚資料の追加がございます。58ページと59ページの間には1枚資料を追加させていただいております。後で御説明させていただきます。

レビューシートにつきましては53ページからでございますけれども、概要を御説明させていただきますのに59ページを御覧いただきたいと思っております。この事業、バイオ燃料利用体制確立促進事業ということで、28年度予算9億9,000万円の事業でございます。中身としましては、下のほうの絵を御覧いただきますと、この事業、主に沖縄で実施をしております。沖縄でサトウキビをつくっておりますけれども、サトウキビから製糖工場で砂糖をつくったときに、副産物として糖蜜とか廃糖蜜といわれるようなものが生じます。それを使いましてバイオエタノールをつくりまして、必要に応じて輸入したバイオエタノールも入れまして、ガソリンにエタノールをまぜて供給するというものでございます。ガソリンにまぜる量が2種類ほどございまして、3%まぜたものをE3ガソリンと呼んでおります。10%まぜたものをE10と呼んでおります。それをそれぞれサービスステーション、ガソリンスタンドに運んで供給をするということでございます。それぞれサービスステーションで利用していく際に、こういう環境にガソリンを使うということで普及啓発等もあわせて行っているというものでございます。この事業につきまして、先ほどの追加した資料、59ページの前のところを御覧いただきますと、本事業の政策的位置づけについてということで資料を追加させていただいておりますけれども、まず、このバイオ燃料の事業につきましては、運輸部門で速効性のあるCO<sub>2</sub>排出削減対策ということで考えております。つまり、運輸部門で人の移動に伴う低炭素化といたしましては、例えばそ



の車から公共交通機関に乗りかえるとか、あと車につきましても単体で減らしていくのに、例えば電気自動車や燃料電池車などに乗りかえるということもございますけれども、それぞれそれなりのインフラの整備を伴うものでございまして、このバイオ燃料につきましても、ガソリン車の燃料としてバイオエタノール入りのものを使うということで、かなり速効性がある、ガソリン車が使えるということで、速効性のある取組というふうに考えております。

また、二つ目のポツのところ、この事業は沖縄の廃糖蜜を使ってバイオエタノールをつくっているということで、地産地消型の取組です。沖縄で出た副産物を使ってバイオエタノールをつくるということで地産地消型であるというふうに考えております。この事業は26年度から29年度までの予定で実施しており、現在のペースは実施しているところでございまして、現在の事業を踏まえまして、その後自立商業化に向けた取組ということで実施しているというものでございます。

バイオ燃料の導入のメリットということで、E3とE10で少し状況が異なりまして、E3につきましても通常のガソリン車に対しての燃料として使えるというものでございます。けれども、E10につきましてもE10対応のガソリン車というものが必要になりますけれども、これは各社、今かなりの種類が売り出されているものでございまして、特に値段等の大きな違いはないというふうに聞いておりますけれども、E10対応の車であればE10のガソリンを使っていただくことができるということになっております。こうした燃料の低炭素化も含めて進めると、先ほど申し上げましたようなほかの取組もあわせて進めることで、運輸部門全体として低炭素化を推進して参りたいというふうに考えております。

事業のレビューシート、53ページのレビューシートに戻っていただきますと、上のほうから事業の目的とか事業の概要というものは書いておりますけれども、今申し上げましたような形で事業を実施しているというものでございます。予算額、執行額のところ、御覧いただきますと、26年度から28年度に向けて徐々に金額を下げてきています。これは自立商業化に向けて取り組んできているので、徐々に投入する金額も減らしまして、29年度で自立商業化に向けようというものでございます。

成果目標のところ、御覧いただきますと、成果の実績、26年度、27年度、成果実績、E3につきましても大体7万キロリットルぐらい供給はされております。目標値は、26年度は8万キロリットルぐらいだったのでございますけれども、27年度は13万キロリットルまで上げておりましたので、達成度としては半分強ということになっております。現在E3は、7万キロリットルぐらいであり、沖縄で供給しているガソリンの1割ぐらいがこのE3として供給されているという状況でござ

ございます。また、E10のほうはもう少し厳しい状況になっておりまして、まずそもそも量はかなり少な目でございます。26年度で123キロリットル、27年度はその3倍ぐらいに増えておりますけれども、目標値のところ、26年度120、27年度1,000キロリットル、目標にしておりますので、3分の1ぐらいの達成度ということになっております。概要として以上でございます。

○鳥居会計課長 それでは、この事業につきまして論点を資料2の最後の紙で4点御紹介させていただきます。

一つ目が、一者応札かつ落札率が高いものが生じないように、どのような工夫をしていくべきか。

二つ目は、現在の事業の進捗状況はどうなっているのか。

三つ目が、成果目標の達成に向け、効果的に事業が実施されているか。

そして最後に、平成29年度に事業の確実な完了が見込まれるのか。

以上でございます。

○森本官房長 それでは、質疑に入らせていただきたいと思います。また先生方から名札を立てていただければと思いますので、よろしく願いいたします。同時に立てていただいたので、一番奥からお願いいたします。

○奥委員 ありがとうございます。それでは、まずお伺いしたいのですけれども、この事業の目的がレビューシートにもございますし、59ページにも書いてありますが、この目的に照らした事業の効果というところでお伺いしたいのですけれども、まず運輸部門で、即効性のあるCO<sub>2</sub>排出削減対策をすることが重要だと。その一端を担うものがこの事業だということだろうと思うのですが、そもそもこの事業によって事業開始前と現在を比べたときにどれぐらいのCO<sub>2</sub>削減効果があったのか、その数字がレビューシートにもCO<sub>2</sub>削減量という点では書いてございませんので、教えていただきたいというのが1点目です。

それから、追加資料に政策の位置づけというのが説明されていますけれども、この上から三つ目の四角のところ、まずは沖縄県でということを書いてありますけれども、今後の事業の展開といいますか、沖縄県以外についても同様にこのバイオ燃料の普及促進というところで事業展開を図っていくというような展望、特に運輸部門をターゲットとしてどのようなロードマップを描いているのか、その辺りについてお伺いしたいというのが2点目になります。

○説明者 まず、CO<sub>2</sub>の削減効果につきましては、現在沖縄で29年度までにE3ガソリン19万キロリットル、E10ガソリン3,000キロリットルというのを達成していきたいというふうに考

えております。そのときのエタノールの量は6,000キロリットルぐらいになりまして、そうするとCO<sub>2</sub>の削減効果として6,960CO<sub>2</sub>トンという効果になります。

それから、沖縄以外での取組につきましては、まずはその地産地消型で事業が展開できる、沖縄での事業をまずは自立商業化にまで結びつけまして、そのノウハウや情報をもとにほかの地域にも展開させていきたいというふうに考えております。

○奥委員 最初の質問に対しては、目標が達成されれば6,960トンということで、現状ではその半分ぐらいということになりますか。わかりました。

○説明者 まだ半分も行かない感じです。

○奥委員 それと、2点目についても非常に漠然としたお答えなので、ちゃんとしたビジョンが描かれているのかという、本事業でも目標達成度が低い中で、この教訓をどのように生かしていこうとされているのか、その辺りが全く見えないのですけれども、いかがなのでしょう。

○説明者 今の段階では、まずこの沖縄の事業をとにかく成功裏に最後まで持っていきたいというふうに考えておるところでございまして、例えばエタノールの原料といたしましては、これぐらいサトウキビの糖蜜というのが使えるというのは沖縄ぐらいしかないかなというふうには思っております。ほかの地域については、ほかのものでバイオエタノールがつかれるようなものを見つけていく、それを供給できるような体制を整えていくということになるかと思えます。有機物ですので、物によって、その地域によって利用できるようなものというのはいろいろあり得ると思いますけれども、現在のところ、まだ本格的にどの地域でどういう材料を使ってエタノールをつくっていこうかというところまでの検討まではできておりません。

○森本官房長 よろしいでしょうか。

○奥委員 仕方がないと言えようがありませんね。

○森本官房長 すみません。では次、関委員お願いいたします。

○関委員 ありがとうございます。まず、目標を達成できていないという状況ですよね。ただし、仮に目標を達成したとしても、そもそも政策の選択肢としてどうなのかというのがちょっと疑問です。今のお話でまずは沖縄で、これからほかへの展開の可能性を探ることなのですけれども、バイオエタノール推進政策の位置づけとして、そのメリットは速効性ですよね。早くCO<sub>2</sub>を減らせるという意味でメリットがあるというのに、そもそも沖縄だけでやっている、しかも今そこでの利用率3割を目指しているのですよね、目標として。それが仮に達成できたとしても、5年間での日本全体での温室効果ガス削減へのインパクトというのは非常に小さい。そしてその先の展開はちょっとまだ様子が見えないということで、そもそも政策として掲げ続

けるべきなのかというのが正直言って疑問なのですが、その辺りについてのお考えをお聞きしたいと思います。できれば、このバイオエタノールですか、バイオ燃料についての促進策というのは、この事業以外にもあるのか、この事業は其中でどういう位置づけになるのか、たとえば柱の事業なのかどうなのか、ということについてもあわせてお伺いしたいと思います。

○説明者 先ほど追加資料で御説明させていただきましたけれども、例えば自動車の単体対策としてとり得る方法というのは幾つかございます。例えば電気自動車にするとか燃料電池車にして低炭素の燃料というか、低炭素の単体にしていくということは可能性としてはありますので、そういうものについては私どもも進めてはおりますけれども、燃料そのもの、ガソリン燃料そのものの低炭素化としては、こういう有機物を入れることで低炭素化を図るということについては、その方法として幾つかある方法の中で、今あるようなガソリン車が使えるという点ではまだ有効ではないかと。

今後、時間がたっていくと、それぞれほかのもののインフラ等の整備も進んでくるかと思えますので、そういう段階になってくれば、どちらかどこかにシフトしていくということもあり得るのかなとは思いますが、現在のところでは、まだガソリン燃料の低炭素化というのもオプションの一つとしては考えていかないといけないのではないかとこのように考えております。

○関委員 それで確認ですけれども、いわゆるバイオ燃料とか、あるいは化石燃料の低炭素化という意味での、そういう趣旨の政策というのはこれ一本なのでしょう。ほかにはないということなのですか。

○説明者 ガソリン燃料としては、これ一本でやっております。これまでに、例えばセルロース系のものから燃料をつくるとか、木材系のものからエタノールをつくるとか、あとミカンの搾汁残渣を使って愛媛県とかで実験的にやってきたようなこともございますけれども、現在発しているのは本日対象になっている事業でございます。

○関委員 では、政策としてはそういう位置づけだという前提で、次に、残念ながら昨年度は目標未達で、しかもかなり乖離が大きいですよね。この原因について、それからその対策についてこれからどういうふうに挽回を図っていくのか、あるいはその30%という目標への到達の可能性をどのように考えていらっしゃるのかということをお伺いしたいと思います。

それから、もう一つ、30%に達したときに自立化・商業化ができるということなのですが、なぜそう言えるのか、その根拠についてもお聞きしたいと思います。

○説明者 この事業はE3やE10を使っていただけるSSを増やしていく、そのそれぞれのSSでの

取扱量を増やしていくということで事業の展開を図ってきているものでございます。その状況につきましては、54ページのところの上のほうにE3取扱い給油所やE10取扱い給油所というものの数が載っておりますけれども、これがなかなか思うように増えていないという状況でございます。

従いまして、まずは沖縄でこのE3やE10を取り扱っていただける給油所をさらに増やしていく、普及啓発を進めていくこともあわせて増やしていくということと、それぞれのSSで取り扱っていただける量も増やしていく。要はユーザー側に働きかけていくことで需要を増やしていくというようなことをやっていかなければならないというふうに考えておりまして、今後さらに普及啓発を強化いたしまして、イベント等も打っておりますけれども、そういうものも強化して、あわせて効率化を、量が出てくればより効率化が図られますので、そういうこともあわせて行っていくことで、何とか目標に向けて近づけて参りたいと考えております。

○関委員 30%になったら自立化するという根拠は何かあるのですか。

○説明者 量が増えていくことで量産効果というのが出てくるというふうに考えております。

E3でいきますと、今が30%というのは、E3の供給量が今沖縄で供給しているガソリンの大体1割ぐらいでございます。それで7万キロリットルぐらいですので、目標の19万キロリットルになると大体その3倍ぐらいの量になるということでございますけれども、今その量というのが、E3をこれまで供給してきておりました石油の元売りの沖縄で占める割合が6割ぐらいのシェアを占めておりまして、その半分ぐらいまで持っていくということで19万キロリットルというのを出しているものでございます。当該石油会社の、ガソリン供給会社の半分ぐらいまで持っていくと、その量産効果はかなり出てくるのではないかと考えておりまして、実際にはその自立商業化の部分については、かなりコストをどう下げていくかということも含めて考えていかないといけないのですけれども、その部分は、例えば廃糖蜜からエタノールをつくる場所の効率化ですとか、それ以外の効率化も含めてあわせて考えていくことで、コスト面も含めて自立化に向けていける量としてそれぐらいの量ではないかということで目標設定をしているものでございます。

○関委員 取扱いしたスタンドの数や扱い量が増えないというのは、結局は市場にそれだけのニーズがないということだと思います。消費者が自発的に選択して買ってくれるようだったら、スタンドも取扱うようになるわけですね。そのところというのは、今普及啓発に力を入れるということで、消費者の意識を高めるところに非常に力を入れていらっしゃるようにお聞きしたんですけど、それだけで本当に飛躍的に増えるのかどうか。やはり消費者の選択の一番大きな

動機は価格だと思います。今はその価格競争力が劣っており、精神的にそういったものを買うべきだとか買ったほうが良いという説得よりも、やっぱり市場でうまくそれが拡大していくような仕組みをつくることのほうが大事じゃないかと思うんです。これは意見なのでお答えは特に結構です。

○稲垣委員 それでは、数点ちょっと教えてください。

まず、先生方二人言われましたように、将来展望というのですかね、今後の展望、ロードマップをきちんと明確にされないという問題かなという気がします。僕は燃料の多様化というのは大変重要なことですので、この事業を推進するという事はいいですけど、ただ沖縄だけで終わるということでは全く意味がないわけですから、これは必要かなと思います。沖縄ではたまたま廃糖蜜があったので、その処理ということでやってみえるということですけど、ほかの地域も入れるということは、ぜひ検討してほしいと思います。

その上で、ちょっとお伺いしたいのですけれども、廃糖蜜を今までは廃棄物として処理していたのですけれども、。その処理費と今回これをやることによって大分価格が違うのかどうか。目的の中に採算性の確保をするに至っていないという、この採算性というのは色々な問題があると思う。多分E3、あるいはE10をつくるのに費用がかかるからそれを補助するという事もありますし、供給体制、これは以前お聞きしましたら、ガソリンと同じなのですけど、やはりE3、E10専用のタンクをつくられておるようですから、そのためにはやはり供給体制をやるための新しくタンクをつくるという面での補助を出しているのか。

さらに、E3、E10の価格がどのぐらいガソリン車との間に差があるのか。その辺を明確にして、いくら事業の確実な完了が見込まれると言われても、採算性がそういう点で合わなければこれで終わってしまうのではないかなという気がしますので、そこを明確にしてほしいなというのがあります。

それと、仮にE3、E10、両方やってもいいですけど、まず車を変えなければいけないということになると、なかなかそれを買いかえるというところまでいかないと思うのです。今色々なガソリン、低燃費車がたくさん出ていますからそっちのほうが良いということになりますので、今のガソリン車でやれるんだったらE3を戦略的にもっと普及を先に、もっと大々的にやるとか、そういうやり方があるんじゃないかなという気がするんですけど、そういう点も含めて教えていただければありがたいなと思います。

○説明者 まず、ロードマップという点でございますけれども、この事業、今E3とE10については少し違った進め方をするのではないかというふうに考えておりました、先ほど申し上げま

した自立商業化に向けて29年度までこの事業を進めて、その後自立商業化というのはE3のほうでございませう。E10のほうにつきましては、今の車の問題も含めまして、もう少し何らか違うやり方というのでも考えられるのではないかとこのように考えております。そういう意味で、今後、例えばE3についてもほかの地域で進めていく際には、先ほど申し上げました原料として、例えばセルロース系のものにするのかとか、ミカンの搾汁残渣などがあるところについてはそういうものを使えるのかとか、何がどのくらい使えて、それを使ったらどれぐらいのコストも含めて供給できるのかというのを考えていく必要があるのではないかとこのように考えております。

ただ、まだ明確に年表みたいな形でどのように進めていこうというロードマップまではまだ描けていない状況でございませう。

それから、沖縄の廃糖蜜につきましては、ちょっと確認をいたしましたところ、廃棄物として捨てられているということではございませうで、売られていないものでも、例えば肥料とか飼料として使われているというものでございませう。今回につきましては、これを原料として買い取って使っているというような状況でございませう。価格につきましては、そのために追加的なE3をまぜることによって追加的な費用、E3にすることによって、E3なりE10にすることによって追加的に通常のガソリン価格よりも上がるという分がございませうけれども、それにつきましてはE3でリッター当たり7円ほど高くなります。

○稲垣委員 リッター7円ですか。

○説明者 はい。E10のほうはリッター当たり173円ぐらい高くなるということではございませうで、この事業で、例えば施設の整備なりに費用を負担することで、今は売っている金額としては通常のガソリンと同じ価格で売っているというものです。

○稲垣委員 それは補助を出しているかと。

○説明者 補助というか、この事業で費用を見ることで、その分の価格差を埋めた形で提供をしているというものでございませう。

まず、この金額をいかに下げていくかというのが問題になろうかと思っております。よろしいでしょうか。

○森本官房長 簡単でいいですよ。

○説明者 ではそういうことではございませう。

○稲垣委員 そうすると、あと数年で自立商業化なんていうのは、とても今お聞きすると難しいような気がするのですが、その辺はどう考えているのでしょうか。

○説明者 例えば、今糖蜜からエタノールをつくる場所につきましては、鹿児島の出水というところに工場がございますので、そこでバイオエタノールをつくって、それをまた沖縄に戻してそこでブレンドしてE3については供給をしていると。

E10のほうにつきましては、ブレンドするところが千葉にございまして、基材のガソリンを千葉まで一回運んで、そこに輸入をしてきたエタノールがあるのでそこでブレンドをして、それをまた沖縄に持って行って販売をしているというのが現状でございます。

○稲垣委員 千葉でも売ろうと思えば売れるのですね。

○説明者 そうです。

○説明者 今はモデル的に実施している事業でございますので、そういうあちに行ったりこちに行ったりでかなりコストがかさむ体制での実施はしておりますけれども、今後大量に生産をして供給をしていくとなれば、当然そういうことをするのではなくて、大量に地場でつくって、その地場で供給をするという体制をあわせてつくっていく必要があるかというふうに考えておまして、そうすることでさらにコストも下がっていくということです。

○稲垣委員 そうすると、ここで言ってみえる、沖縄は廃糖蜜があるからということなのですけど、E10でもE3でも国外からアルコールを持って、エタノールを持ってきて、千葉でブレンドして売れるのだったら千葉でブレンドして、それで沖縄以外の地域に普及するほうが手取り早いような気がするのですが、そこはどういうふうに考えていますか。特にそのE3なんていうのは、今のガソリン車に対応できるわけですね、そこはどういうふうに考えているのでしょうか。

○説明者 確かにやり方としてはあり得るかとは思っております。これは、沖縄での糖蜜をできるだけ利用した地産地消型の取組ということで沖縄で実施しておりますけれども、そうではなくて輸入した物をまぜて供給をしていくというのも、考え方によってはあり得るかとは思っておりますので、色々なやり方について今後考えていかなければならないのではないかと考えております。

○森本官房長 それでは石田先生お願いいたします。

○石田委員 もうほとんど今までの先生方と同じですが、一つ、ガソリンのE3、E10の導入量というのは、これは供給量というのはつくった量と売れた量とどう考えればいいのでしょうか。売れるから供給していくということですか。

○説明者 売れるから供給するという体制をとっております、ほぼ時間差はそれほどなく売



れております。SSに供給してから1週間とかそれぐらいの間には売れて出ていくということでございますので、それが売ればさらに供給をするということでございます。

○石田委員 そうすると、サービスステーションが増えればE3は売れるということではないですか。出せば売れるから出していくわけですね。ということは、今はサービスステーションが少ないので供給が足りない。ということはサービスステーションが増えれば供給が増えるということですか。

○説明者 そうですね。そのE3を取り扱うと言っただけのサービスステーションが増えれば供給は増えると思います。

○石田委員 わかりました。そうすると、今まだ増えていない理由というのは何なのでしょう。結局目標を達していない、サービスステーションが扱ってくれない理由というのは何なのでしょう。

○説明者 まだ認知がきちんとされていないということは考えられますので、E3とかE10というものに対する認知がされていないということも考えられます。

○石田委員 認知、そして普及啓発ですね。先ほどから普及啓発だけではやっぱりだめで、価格面で普通のレギュラーガソリンよりも50銭なり1円なり安くなくては多分難しいだろうというお話もありましたけれども、レビューシートの57ページのところのサービスステーションに出している金額がありますね。一番大きいサービスステーションだと株式会社センターサービスステーション1,800万円、この辺りのサービスステーションに出すお金というのは具体的には何に使われるのでしょうか。

○説明者 それぞれのサービスステーションでE3やE10を扱っていただくことによって生じる例えば品質を確認するための検査などを毎月やっておりますので、それを毎月サンプリングして検査のほうに回す費用ですとか、あとE3やE10を供給できる体制を整えて、ユーザーに対して普及啓発リーフレットを配ってもらったり、アンケートをとってもらったり、そういう費用を見ているというものでございます。

○石田委員 リーフレットやアンケートを配るとE3のお客様とか買ってくれるのかちょっとよくわかりません。それとE10についてなのですが、今E3は普通のレギュラーガソリンで使えるわけですね。。将来的には2020年ぐらいに普通に売られている車がみんな多分E10も大丈夫になるだろうというようなものをちらっと見たのですが、それはそういう理解でいいのでしょうか。

○説明者 E10対応ガソリン車というのは順次増えてきておりますので、例えば2020年までに

どうかということについては何とも申し上げられません。

○石田委員 普及というよりも全ての普通の車が、ガソリンでもいいしE10でもいいという時代がいずれ来るといふ考え方でいいですか。特にこの車はE10対応です、これはレギュラーだけですよということではなくて、どういう理解でしょうか。

○説明者 傾向といたしましては、通常の乗用車でいろんな種類のものにつきましてE10対応車というのは出てきておりますので、方向としては増えていきます。

○石田委員 E10対応車ではなくて、一般の車がいつでもレギュラーでもE10でも大丈夫という時代が来るのかどうかという。何かネットで見ると2020年ぐらいにはなるのではないかというようにも漏れ聞いたもので、そうであれば今は、先ほど先生方がおっしゃっていましたが、消費者が自分でE10対応車を買わない限りはE10を入れられないので、普通の一般車がE3でもE10でも何でもいいという形になるまでは、ちょっとあまりにもコスト高ですよ。1リットル当たり173円ですから、E10はとりあえずやめておくという手もあるかなと思います。

それと、今沖縄は地産地消でサトウキビということなので、沖縄にそのサトウキビの搾りかす、廃糖蜜を買うこの事業で落ちるお金が幾らなのかちょっと教えていただけますか。

○説明者 まず、E10につきましては、国内でE10を売るに当たっては、そのE10に対応しているということの検査というか確認が必要で、それが済んだものについてはE10対応車ということで売り出しているというふうに聞いております。

○石田委員 単純に沖縄のサトウキビ業者さんに幾ら昨年度はお金が落ちたのかというのを教えていただけますか。

○説明者 沖縄のサトウキビにつきましては、今回このサトウキビをトン当たり1万数千円で買っているという状況でございます。今回の事業で買っているのが27年度で7,600トンぐらいになりますので。

○石田委員 それは、例えば輸入してくるバイオエタノールとはどうなのですか。競争力というのか、サトウキビを買ったほうが全然安いのですか。

○説明者 輸入のほうが安くなると聞いております。

○石田委員 では、輸入のほうが安いけれどサトウキビでやっているというのは、沖縄の経済振興の面もあるということですかね。

○説明者 地産地消の取組ということで進めております。

○森本官房長 とりあえず質問はよろしゅうございますか。上山先生、お願いいたします。

○上山委員 ちょっと資金の流れのほうを教えてくださいたいのですが、沖縄について、

日伯エタノールにお金が出てそこから製造会社やサービスステーションにお金が行くという形になっていると思うのですが、まず日伯エタノールというのは、これは間に入れなきゃいけないんですか。直接日本アルコール産業とかサービスステーションに流すというような形ではいけないのでしょうか。入札者数一者で落札率99.9%、何をやっているのか、この表だけだとわかりにくいところがあって、必要性というところはどいったところにあるのでしょうか。

○説明者 この日伯エタノールというところとアルコールをつくっている日本アルコール産業というところは関連会社でございまして、このグループとして実施をしているという状況になっておりまして、この事業全体として、先ほどの普及啓発等も含めて全体をどういうふうにマネジメントするかということで、こちらが募集をかけたものに対して応札があったというものでございます。

○上山委員 その結果、はかばかしく進んでいないということですよ。どういう基準で選ばれたのでしょうか。

あとは、AからBに関連会社に対して随意契約というのは、これは利益相反になるかと思うのですが、その辺りはどのようにお考えですか。といいますか、どのようにチェックされていますか。

○説明者 今回の一者応札の件につきましては、すみません、ちょっと資料の御説明をしておりませんでした。

随契ですね。全体の流れにつきましては資料の60ページのところに、一者応札への対応についてというところまで書かせていただいておりますけれども、まず現在、26年度から今回の事業になっている部分については、総合評価落札方式を実施しておりまして、これで応募があったというもので、応札があったというものでございます。

○上山委員 応札が一者しかないというのはどういうことなのでしょう。

○事務局 恐らく60ページの下のほうに参考として書いておりますけれども、工業アルコール業界というのがもともと専売制でやっておられたということもありまして、この関連会社の日伯エタノールも日本アルコール産業も含めてですけれども、この関連会社で販売量70%程度を占めているということです。

○上山委員 先日の事前勉強会でもお聞きしたのですが、日本アルコール産業株式会社以外にこのE3とかE10というのを製造している、あるいは製造できる会社というのはあるのでしょうか。

○説明者 燃料としての利用についてはJAが能力的にはあるというふうに聞いておりますけれども、まず、工業用アルコールの全体としましては、製造量で合成ではない発酵エタノールについては国内で20万キロリットルぐらいつくられているというふうな状況でございますけれども、その半分ぐらいがこの日本アルコール産業がつくっているというふうに聞いております。

○上山委員 その半分がよその会社なわけですね。

○説明者 そうです、はい。

○上山委員 これ、一者、恐らく26年、27年、28年と3年間一者なのですかね。わかりませんが多分そう。

○説明者 そうですね、はい。

○上山委員 そうすると、その間に50%も、ほかにも会社があるということは、声かけとかはされなかったのでしょうか、そういった他の会社、JAがそういったものをつくっているのであればJAも含めて。

○説明者 量が多い、発酵エタノールで量が多いのは例えば。

○上山委員 まず声かけはされましたか。

○説明者 声かけは、明示的に各会社に対してはしておりません。

○上山委員 明示的にされたらいいのではないのでしょうか。

○説明者 今後明示的に声かけする方向を考えます。

○上山委員 26年、27年、28年と3年間なわけですよ。3年間一者で、どうして他者に声かけをされるという考えが出てこないのでしょうか。まして、一応今のお話だとほかにもつくっていらっしゃる会社があるというのは御認識ということだと思っておりますけれども。

○事務局 会計手続の話なので事務局からお話しさせていただきますが、国の入札制度の話を申し上げますと、一般公募において公平性を保つために、どこの業者にといいお声がけというのはしていないというのが実態でございます。

○上山委員 当然そうだと思うのですが、その公平性を危ぶませるような行為というのは当然いけない話だとは思いますが、いわゆる一般的な活動の中でヒアリングをして、こういった話があるというような形で、要は法令に違反しない形で多数の応募を募るとするのは難しいのでしょうか。

○事務局 一者応札等については、その改善をするために、なぜ今回この入札に応札しなかったのかということで、その関係の者にヒアリングをするということはやっています。

○上山委員 ですよ。そのヒアリングとかはやっていますか。

○説明者 これまではやってきておりません。

○上山委員 だから、やらなきゃいけないという話ですよ。非常に、一者だけでずっと来て何も不思議に感じないのに、かつその数字や進捗状況も全然はかばかしくないという中で問題意識を持たれないというのが、まず第一に非常におかしいのではないかと。先ほどの他の委員の方々のやりとりを聞いていても、そこまできちんとした数字で裏づけられた説明というものがなくて、非常に漠然とした感じの回答が多いように聞こえます。そういった中で漠然と進めていってやっぱりできません、で終わってしまうのではないかなと正直思います。

まず、この事業をそもそも続けなければいけないのであれば、抜本的に緻密により検討していく必要が、この委託先も含めて検討していく必要があると思いますし、そもそもできないのであれば、続けなくて廃止にしまえばいいのではないかと思うのですが、正直商業化ができるという30%のところもよく理屈がわからなかったです。細かく大量になればコストが下がるという非常に大ざっぱなお話はいいのですけれど、実際に十分に計算されてその数字になっているのかというところの御説明はなかったような気がしますし、ずっと商業化がされないままにリッター173円も高いようなもの、しかも別途の車の対応もしなければいけないものを続けていくということが本当に必要なのか、あるいはその目標設定がそもそもどうなのか。この目標でないと意味がないというのであれば、これが今見ている限りではできないと思うのですよ正直。そういったときに続けていく必要があるのか一から検討し直す必要があるのではないかと思いますけども。

○森本官房長 それではコメントをお願いします。

○説明者 まず、この発酵エタノールを取り扱っているほかの事業者ですけれども、今回対象にしているグループ以外では、基本的に食品関係の企業さんというのがその後が続いている量を扱っておられますので、私どもとしては、可能性としてはその食品関係の会社が今度ガソリンにエタノールをまぜて供給をしてくれる可能性というのはかなり低いのではないかというふうには考えてもおりますけれども、そういう御指摘があれば、会計的な手続も踏まえて声かけ等も考えて参ります。

○上山委員 他にできるところがなくて、唯一できるところに委託した結果がこのていたらくということであれば、やはり企業としては成り立っていないということになると思うのです。

○森本官房長 コメントありますか。

○アトキンソン委員 今の話の続きなのですが、印象としては、目的がはっきりしない、頭も整理されていないという印象が非常に強いです。E3とE10とあまりにも違いが大き過ぎて、

先ほど御指摘ありましたように、E10はあまりにも高過ぎて、これで目標等々見ればあまりよくわからない。E3でそのまま使えるということであれば、地域を設定してそのまま無理やりE3を義務にすれば別に消費者として負担がないわけですから、そういうふうにすれば実際に普及はそのまま進む。ですから、ここでE10なのかE3なのかどっちにしたいのかというのは、どちらが採算性がとれるかどうかというのははっきりしない。それで、パンフレットを配るとかそういうことで、これはもう一切普及しないというような感じがしますので、千葉に持って行ったりあっちに持って行ったりして、何が目的で何をやりたいのかというのはあまり伝わってこない。成功させたいのであれば、いろんなことを同時にやっていってごちゃ混ぜになっているような感じでもう少し絞って、それではとりあえずE3を徹底的に沖縄のこの辺りに、誰もわからないようにやっていけばそれでいいではないか。CO<sub>2</sub>削減の目的があるのであればそういうことを別にやっても、別に個人の権利だとかそういうものに触れないと思いますけども、読んでみると30%もそうですし、もう何かははっきりしないというのが多いので、目的がはっきりされていないのかなという気がします。コメントだけです。

○森本官房長 先生方、コメントシートをそろそろお書きいただきたいと思います。

○説明者 今、御指摘いただきましたように、確かに、特にE3につきましては普通のガソリンとして販売していくこともできますので、そういうやり方もあり得るとは考えております。

ただ、今回のこの事業については、少なくともこれまではそういうE3なりE10というのを認識いただいて使っていただくということをやってみようということで進めてきたものでございます。確かに今後のやり方としましては、混ぜたものを普通のガソリンとして供給をしていくということもあり得るかとは思っております。

○アトキンソン委員 すみません、認識してもらおうというのは、あまりにもこれは国費としては高いと思いませんか。

○説明者 確かに、モデル的にまずはこれが技術的に、当初は技術的に可能なかどうかという面も含めてこれまでやってきておりましたので、その辺りの認識については考え直しつつ、今後の対応について考えていかないといけないと思っております。

○アトキンソン委員 継続するのであれば、やっぱり戦略的にどうやって普及させるのかは大事だと思いますけど、試験的にやっているとかなり長い年月だったと思いますけど、無駄が発生しているのではないかとこのように感じます。

○森本官房長 それでは、稲垣委員のほうから評価結果を。まだお書きいただいている委員がおりますので、もうしばらくお待ちください。

○稲垣委員 実がとれるバイオというのは日本中、本当総量がものすごくあると思いますので、本当に色々な展開を考えられるといいと思います。資源がない国ですからね。

○アトキンソン委員 すみません、これ、気になるところなのですけれども、専門じゃないかもしれないのですけれども、サトウキビに対して既にほかのところでは補助金を出されていると思いますが、高い値段でどうも買い上げたりしていると思うのですけど、二重になっていませんか。

○説明者 恐らく、砂糖という物に対して農水省で何らかの補助金が入っているのかもしれませんが、我々としては砂糖の問題は終わっていると思っています。砂糖はつくったその後の副産物を使ってやっておりますので、そういう意味では特に補助金なりに対して影響があるとはあまり思っておりません。

○アトキンソン委員 ただ、そこで1トン1万幾らですよ、あるいはほとんどタダ。補助金をほかのところに出している以上、その値段を設定した理由は何かありますか。

○説明者 それはほかの、沖縄で販売されているうちの大体半分ぐらいをこの事業で使っておりますけれども、残り半分ぐらいは恐らくほかの用途に使うものとして販売されておりますので、それに対してあまりこちらとしてある程度の量が確保できる値段をつけているというふうに認識をしております。

○アトキンソン委員 それは同額ですか、それとも高く買っているということでしょうか。

○説明者 高く買っているという認識はございません。

○アトキンソン委員 市場価格と比べてです。

○説明者 そうですね。

○森本官房長 それでは、よろしゅうございますか、すみません。

取りまとめ役の稲垣委員から評価結果とコメント案をお願いいたします。

○稲垣委員 結果ですけれど、廃止が4、事業全体の抜本的改善が2であります。

主な内容ですけれど、やはり先ほどから先生方から色々議論がありましたけれど、目標達成の具体的な道筋、展望が見えないという点が、もう皆さん一致しております。

それと、E10の普及が進むまではE10をやめてE3をきちんとやるべきじゃないかというような御意見。それと、ほとんどが先が見えないという点が多かったです。そのようなところでよろしいですか。

○森本官房長 ありがとうございます。本事業の評価はそのように記載させていただきたいというふうに思います。

以上で、非常に長時間にわたって御苦勞をおかけしましたが、予定していた全ての事業のレビューは終了いたしました。本当に先生方、ありがとうございました。

事務局のほうから何かございますか。

○事務局 委員の皆様、本当に長時間にわたりまして御審議ありがとうございました。各事業の評価結果につきましては、取りまとめコメント等につきましては近日中には環境省のホームページのほうで公開をさせていただきます。

また、議事録につきましても、まとめ次第ホームページのほうで公開させていただきます。本日いただきました御意見、御提案、発言等につきましては、来年度の予算要求や今後の予算執行に生かせるように検討して参ります。

以上でございます。

○森本官房長 私からもコメントさせていただきます。本当にありがとうございました。御指摘いただいたこの三つの事業についてのコメントもさることながら、基本的な考え方や施行のプロセス、あるいは施策をやる時のプロセスについても色々御指摘いただきましたので、そういったものを環境省の仕事全体に生かしていきたいというふうに思います。どうもありがとうございました。

午後 12時36分 閉会